

第30回 佐用町議会(定例)会議録 (第4日)

平成21年9月29日(火曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	天文台公園長	黒田武彦	消防長	加藤隆久
	会計課長	上谷正俊	総務課長兼財政課長	坪内頼男
	まちづくり課長	前澤敏美	災害復興対策室長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	木村佳都男
	福祉課長	内山導男	健康課長	新庄孝
	農林振興課長	小林裕和	商工観光課長	廣瀬秋好
	地籍調査課長	茅原武	建設課長	野村正明
	水道課長	野村久雄	下水道課長	寺本康二
	生涯学習課長	福本美昭	クリーンセンター所長	谷口行雄
	教育委員会総務課長	福井泉	教育委員会教育推進課長	岡本正
	上月支所長	達見一夫	南光支所長	春名満
	三日月支所長	田村章憲		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 9 時 3 0 分 開議

議長（山田弘治君） おはようございます。昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦勞様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、6名の傍聴申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただくようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（山田弘治君） 日程第 1 は昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、5番、笹田鈴香君の発言を許可いたします。

〔 5 番 笹田鈴香君 登壇 〕

5 番（笹田鈴香君） 皆さん、おはようございます。5番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

質問に入る前に、この度の災害で亡くなられた 18 名の方のご冥福と、未だに行方が分からないお二人の方が、一刻も早く見つかることをお祈りするとともに、被災されました方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。去る 8 月 9 日、佐用・宍粟を襲った豪雨は、甚大な被害を与えました。山は頂上付近から崩壊、川は堤防が決壊、人家のみならず農家にも大きな被害を与えております。

私は、今回は、農業災害について、まず 1 つの質問とさせていただきます。田んぼは崩れたり、土砂で埋まったり、形も分からないような所もあります。また、今回は、農機具が土砂で押しつぶされたり、水没で使用不能になったり、また、流されたりしております。農家の方は、農機具購入も大変だ。農地を元に戻すには時間が掛かりすぎる、もう農業、辞めたいなどといった声を聞きます。人家裏の崩壊については、とりあえず土砂を撤去された、そういった状態ですが、農地については、ほとんど手がつけられていないように思いますが、町長は、この様な現状をどのように受け止め、農業に対する復興対策を、どのように考えていらっしゃるのか、見解をお伺いします。

1、農機具の被害状況は把握されていますか。それに対する補助は、どのように考えていますか。

2、災害復旧工事は、今まで現状復旧ということですが、改良工事にすべきではないでしょうか。

3、町単独工事の場合、地元負担は 15 パーセントですが、激甚災害の中でせめて 5 パーセントにするべきだと思います。

4、1970 年から始まり約 40 年も続いている減反政策は、水田の保水能力を激減させて

います。このような国の農業政策を町長はどの様に考えていらっしゃるのか見解をお伺いします。

次に、佐用町災害ボランティアセンターが、8月10日より立ち上げられ、遠くは北海道からも参加されていましたが、本当に助かった、ありがたかった、若いけどようやる、機械でするより早かった。こういった、多くの声を聞いておりますが、してもらった、作業してもらった方々からも、本当に喜ばれています。私も登録して、活動に参加をしましたが、佐用町の社協の職員はもとより、本当に、皆さん、よく頑張っていたと思います。ところが、指示する人、また、作業する人のほとんどが、他市町からのボランティアなので、スムーズにいかないことがあったようです。また、現実には、そういうことを見ております。行政の責任として、社協に丸投げするというのは、いかななものでしょうか。せめて、町職員を配置すべきではなかったかと思えます。町長の見解をお尋ねします。

1、ボランティアセンターから現地への移動などに問題はありませんでしたか。

2、災害支援に来る人の高速料金免除について、なぜ簡素化できなかったのでしょうか。

3、今後の体制はどうされるのか。ボランティアコーディネーターの養成講座などを設けてはどうでしょうか。

最後に、佐用駅の改修とバリアフリー化を求めて質問します。今までにも、私どもは、佐用駅について、幾度となく質問をしてきましたが、この度の水害で、佐用駅が、5年前と同じように水没し、使用できなくなりました。本来、避難場所になっても良いはずの場所でありながら、危険場所になっています。佐用町の玄関でもある佐用駅を、より安全で、より安心な駅にするためにも、JR、智頭急行とともに次に挙げる項目を、是非とも検討すべきだと考えております。

1、災害から守るためにも、駅の改修。例えば、改札口、それから切符売り場など、現在の地下から1階へ移動すること。

2、エレベーターを、これも今までにも取り上げておりますが、エレベーターの設置。

そして3、道路側からでも利用できるトイレ。これらの実施を求めて質問をいたします。

以上、この場での質問は、終わりです。

議長（山田弘治君） それでは、答弁求めます。町長、お願いします。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） おはようございます。それでは、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の農業被害についてのご質問でございます。農機具の被害状況を把握しているかとのことですが、修理なり使用不可能な農機具は、269台ということで、全て冠水によるものと報告を受けております。農業者にとって、農機具購入は高額で大変な負担となるため、この災害による農業再開支援として、機械購入等に、美しい村づくり資金の融資制度を設けて対応することとしており、担当課にご相談をしていただければと考えております。

次に、災害復旧工事については、議員も過去の災害等でご存知のとおり、現状の回復が基本方針でございますが、今回のように被害が甚大で現状の回復が適切でないと考えられる区域については、再度災害の防止と復興の観点から、河川と周辺農地を一体的に整備する改良事業は可能であります。今後、復興計画におきまして、そういう点についても考えていきたいというふうに思います。

次に、町単独工事に対する受益者負担の軽減であります。国の補助災にかかる災害復

旧につきましては、激甚災害指定で補助率の上乗せがあり、農家の負担は、大幅に軽減がされます。規模の小さな単独復旧につきましては、町の独自財源の運用でありまして、この度の町の今後、町の財政運営が、非常に厳しくなると予想されますけれども、この度も、これまでの災害と同様の補助を行うことで対応することといたしております。

次に、減反政策についてであります。戦後の農地改革により、自作農が増え、米は政府が全量固定価格で買い上げることとなっていたため、農家は生活の安定が保障されたことから、意欲的に生産に取り組み、また肥料や農業機械の導入などによる生産性の向上から、生産量が増大する一方で、国民の食生活の変化に伴い米の消費量が激減したため、米の在庫が増加し、1970年に転作面積の配分を柱にした米の生産調整、いわゆる減反政策が始まっております。その後においても、米の消費量は減少する一方で、生産量は向上していく中で、農業政策も毎年のように変わりながら、米の生産調整が強化され続けてきたわけです。そのような中、農業では、生活が厳しく、農業人口の減少、高齢化、獣害被害の増大で耕作放棄地が増え、減反政策の弊害として、日本の原風景が失われたり、自然環境が変化し、生態系に影響を与えること、伝統ある農業文化が失われ、農地の多面的機能がなくなりつつあり、保水力において減少しているとも考えております。このような中において、本町の農業生産も厳しい状況が続く中ではありますが、集落営農の組織化や、活動強化を図り、集落を基軸とした地域農業の推進、認定農業者の育成支援、後継者の育成等効率的且つ安定的な経営体の育成、農業生産基盤の整備、環境保全に考慮した地域活動等現行制度を活用し、優良な農地を守り、地域の特性をいかした農業展開が実現できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、災害ボランティアの業務についてということですが、今回の災害において、県内外から多数のボランティアがかけつけていただきました。センターに登録し、活動いただいたのは、9月15日現在で、1万6,437名。その他、独自で、町の災害対策本部に直接、また多くの事業者から大型機械を動員してのボランティア、兵庫県職員をはじめ、県下各市町から多数の応援職員の派遣をいただきました。本当に、多くのご支援をいただき、片付けや仮復旧作業が早くできましたのは、ご支援いただいた皆様のお陰であると、改めて、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

今回、ご質問の、災害時におけるボランティアセンターは、町と社会福祉協議会との委託契約に基づくものであり、これは、全国の大半の地域で実施をされております。今回のような大規模災害発生時には、行政は、災害対策本部を立ち上げ、その業務にあたり、社会福祉協議会において、ボランティアセンターを開設し、その業務にあたることとなっております。本町においても、その契約に基づき、8月10日にセンター立ち上げの要請を行い、社会福祉協議会の事務所であるセンターひまわりで開設。その後、被災地への利便性、特に、国道179号線佐用坂付近の、佐用坂周辺の交通規制と渋滞などにより、できるだけ被災地に近い場所ということで、久崎小学校及び佐用高校体育館での増設を要請し、開設をいただいたものであります。被災直後の混乱した状況の中で、当初、久崎地区では、道路や小学校グラウンドにボランティアの車があふれ、また、堆積した泥でスリップし、復旧作業の妨げになるような状況も発生をいたしましたので、以後、できるだけ社会福祉協議会及び災害を免れた町のマイクロバスなどを運行し、ボランティアの輸送にあたってきました。

また、中国道開通後は、インターからできるだけ近距離となる佐用高校体育館で受付を行い、それぞれの被災地で支援活動を行っていただきました。当時の混乱した状況でありますから、数々の問題点はあったと思いますが、災害用電話などで町本部と絶えず連絡をとりながら、その都度、町から必要な資機材を提供しながら活動をしていただいたものであります。

次に、高速道路通行料の免除についてでございますが、これは、被災地である本町が、兵庫県災害対策本部に派遣要請を行い、各市町村において証明書を発行することとなり、町単独でできるものではなく事務手続きにおいて多くのボランティアの皆様にご迷惑をお掛けすることとなりましたが、最も有効なのは、出発地で佐用町までの往復の免除通行証の発行を受けていただいた後、来ていただくのが、最良の方法であったと考えております。

次に、今後の体制及びボランティアコーディネーターの養成ということについてでございますが、当然、養成講座は必要でありますし、社会福祉協議会でも職員の多くが受講をしておりますが、今回のような大規模災害では、職員だけでは不足しますので、他市町からのコーディネーター派遣は不可欠なものであります。しかしながら、その皆さん方は、地理や地域の実情、また全体的な被害状況も十分に説明を受けていただく間もなく実際の業務に当たっていただくことになりましたので、今回でも多くの町民の皆様、コーディネーターに対する情報提供と、その補佐役としてご協力をいただきましたように、町内、ボランティアの発掘と養成に努めて、今後努めていかなければならないというふうに考えております。

次に、佐用駅の改修等バリアフリー化ということについてでございますが、佐用駅は、1階に待合室やトイレがあり、通路を通り、地下部分に改札口、切符売り場等を配置した施設となっております。このため、今回の豪雨により佐用駅は、床から高さ3メートルから3.5メートルまで浸水し、特に電気系統に大きな被害を受けたというふうに聞いております。議員ご質問の改札口や切符売り場を1階に移動とのことでございますが、水害や利用面のことを考えますと、その様にできればというふうに思いますが、1階には、これらを移動させるための余裕なスペースはないと見受けられますので、大規模な改修もしくは建て替え等が必要になると思われまします。しかし、そのために、それにあたる、実施にあたりましては、多額の費用が必要と見込まれますので、それも大変難しいのが現状であるというふうに思います。

次に、エレベーターの設置ということについてでございますが、佐用駅の乗降ルートは、先ほど申し上げましたように、構造上、地下道となっており階段が設置をされております。そのため、高齢者や車椅子の利用は、しづらい状況になっていることは、重々承知をいたしております。将来的には、段差の解消やエレベーターの設置が望まれますが、現在の駅舎と線路の配置では、多額の事業費と構造上からもバリアフリー化が非常に難しいという状況でありますことは、以前から何度もご説明を申し上げたところであります。

次に、道路側からも利用できるトイレの改修ということについてでございますが、町内には、JR姫新線、智頭線合わせて7駅があり、その大部分が町有財産となっております。しかし、佐用駅につきましては、JRと智頭急行の共有駅であり、所有者のJR西日本及び智頭急行において対応していただく必要がございます。JR西日本におきましては、現在、交通バリアフリー法に基づく乗客乗降客数、日、1日5,000人を超える駅について改修中とのことでございますが、佐用駅の乗降客数は約、1日800人であり、その数値を満たしておりません。しかし、岡山方面との連絡駅であるとともに、智頭急行特急列車停車駅であることから、重要な駅であることの認識はしていただいております。町におきましても、佐用駅の改修は、利用者増や利便性の観点からも大変重要と受け止めておりますが、駅舎の構造上、部分的な改修では、機能改善が望めないことから、駅舎全体の抜本的な改善を求めて、今後、JR西日本、智頭急行に対し、機会あるごとに要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） では、再質問をさせていただきます。

この農業災害の件ですが、やはり田んぼの被害は、本当に、もう原型を留めていないといった田んぼも、今回は、多く見られ、また、そういった方々から、本当に、もう困った、もう農業はしたくない。結局、その、土は、普通の土と違いますから、肥土が流されてしまったとか、また埋まってしまったために、今度、それを復旧しようと思うと、その土を作るのにも、すごく時間が掛かる。そして高齢だということで、本当に先が危ぶまれるなというような感じも受けているんですけれども、特にね、今回、収穫前だったということもあって、もう目の前に収穫を控えながら、こういったことになったんですけども、水路が結局土砂で埋まってしまって、水が入らないということで、今回、刈り入れをしたけれども、もう、普段の5割、6割、そこは、とれた家で、収穫できた家で、そうおっしゃるんですけども、そういったことも言われております。

で、特に、最初は、収穫のことばかり言われていたんですが、家の裏が崩れたために、機械が壊れてしまったとかいう家があったり、水で、先ほども件数言われましたけれども、水で、もみすり機、乾燥機が濡れてしまって使えない。また、流されたという家もあるんですけども、先ほどの答弁では、この農機具の被害状況が、269台ということだったんですが、これは、どういった方法で調査された結果なのでしょうか。例えば、共済に入っている分だけとか、それか、聞き取り調査だけ、そういったことがあると思うんですが、どのようにして得られた結果の台数でしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回の災害ですと、各戸のですね、農機具類も、先ほど町長の答弁がありましたように269台ということですね、大変な被害を受けております。この調査についてはですね、普及所とともにですね、各修理に出された、又、そういう聞き取りをしたという中で、把握ができる範囲で把握させていただいた台数であります。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ということは、修理に出されてない所は分かりませんねということですね。で、それで、購入の時にね、今回に限りと言うか、今回は、ある程度、支援をするということだったんですが、ちょっと、そのへん、もう少し詳しくお願いしたいと思うんですが、説明を。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 農機具のですね、購入については、この台風においてですね、兵庫県の方も素早くですね、そういう施策を打ち出されております。まあ、農家がですね、

農機具を購入するのについては、先ほど、町長の答弁にもありましたようにですね、美しい村づくり資金をですね、活用していただいて、県、町でおいてですね、利子補給をしていくという制度もあります。

また、認定農業者とかですね、集落営農されているのには、農業の近代化資金ということですね、そういう物をですね、活用していただいて、また、これも利子補給という形ですね、対応させていただきたいと思っておりますので、ご相談を受けさせていただいて、普及所、農林ともですね、協議をして対応はしていきたいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ということは、購入して、それに対する利子補給だけですか。それは、もう、普通の、普通の言うたらおかしいんですけども、認定農家、さっき言われましたけれども、そういった限られた人になるわけですか。それとも、一般、誰でも言ったらおかしい、個人で持っている人ありますね、2反とか4反とか作っている。そういった人に対しての補助というか、利子補給というかは、どうなりますか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 説明がですね、うまくできなかつたと思いますけれども、農業者個人に対しては、美しい村づくり資金という制度を活用していただく。認定農業者等については、農業近代化資金という、そういうものを制度を活用していただくということで、それぞれの組織形態とかね、個人によっては、そういう制度がありますので、ご相談をいただければと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 個人にも利子補給ということが分かったわけなんですけれども、それでは、例えば、今までですと、ちょっと名前忘れましたが、事業で、例えば、営農組合なんかで機械を買ったと、いくら補助金が出たわけなんですけれども、そういったものは今回はどうなりますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） その農機具のですね、補助というのについてもですね、今回制度が出てます。それについてはですね、今回、こういう災害でですね、農地が荒れました。そういうところをですね、復旧をして、そういう営農組合とかですね、そういうものを規模を拡大していきたいということもですね、前提において、規模を拡大をする営農組合についてはですね、機械の補助という制度もあります。こういう制度をですね、相談において、

そのそれぞれですね、方の相談内容においてですね、そういう資金、また補助制度を見つけてですね、対応はしていきたいというふうに思いますので、ご相談いただけたらと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 今までよりはいいんですけれども、でも、今回被害が大きいから、それぐらいではという気持ち、多分あると思うんですけれども、やっぱり農家にとっては、もう本当に守ろうという気持ちが一番で、普通だったら、普通の仕事だったら、もう赤字になったら倒産したり、辞めてしまえばいいわけなんですけれども、やっぱり農業というのは、そういうわけにいきませんのでね、やっぱり国・県だけの、その制度に頼らず、町独自のものも是非、町長に考えていただきたいと思うんですけど、そのへんは、いかがなものでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今回の被害は、農業被害も甚大ですし、また、人家であり、また、商業者の皆さん方の、そういう商売、いろんな事業所、それも大きな被害が、当然、物的な被害も、人的な被害と同時にですね、そういう物的な被害が、大きなものがございます。そういう直接ですね、いろんな支援がしたいという気持ちはありますけれども、これだけですね、農業者だけでなくって、商業されている方、いろんな商売されている方もですね、対しても、中々、それを直接支援をするというような、町にとって、おいてね、それだけの力はないという中で、国の制度、こういう県の制度、こういうものを活用して、支援をしていく、相談をさせていただいて支援をしていくしかないというふうに思っております。また、当然、農地等の災害の復旧にあたりましてはね、できる限り、激甚災害をという指定を受けておりますので、小さな災害地においても、災害として、1つの災害査定を受けられるような形にですね、できるだけ拾い上げていけるようにですね、そういう対策で支援をしていきたいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） では、農機具は、私は、やはり町単独でも考えて欲しいという意見を、まず述べておきます。

そして、次の災害復旧工事、現状復旧工事ということで、今も、河川と関連した部分ですか、そこは、今まで、今までじゃなくって、その激甚災の中で考えていくということだったんですけれども、普通の崩れたりした所は、やはり今までどおりの15パーセントいうことでいいのでしょうか。

それと、その改良工事は、ほとんど、今の感じでは、できなような感じで答弁されたわけなんですけれども、その辺、もう少し、どのあたりまでは、現状復旧に、もう少し手を加えられるかというのを、詳しく教えていただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 災害についてはですね、個々の災害については、現状の回復が基本であります。国の査定を受けてもですね、現状回復で、改良的要素を入れるとですね、これは、認めていただけないという部分があります。

しかしながら、今回のようにですね、河川沿い等で農地がですね、なくなったりとかですね、それから表土が剥ぎ取られたりとか、大変な被害を受けております。そういう所についてはですね、果たして、現状の回復をですね、するのが妥当なのか、またできるのだろうかという問題がありますので、そういう今、河川改修工事の話も出ておりますので、そういう所で、隣接している農地についてはですね、被災農地、また被災をしてない農地も含めてですね、整備、ほ場整備ができてない地区においては、ほ場整備をですね、兼ねた、一緒になってですね、取り組むような、改良事業も、制度もありますので、そういう所は、当然、地域の、土地所有者のですね、ご理解がいただかなければですね、到底できない話なんですけれども、そういうところが、考えられるところはですね、県と、協議しながらですね、そういう改良的要素も含めた復旧にもですね、考えてみたいというふうに思っています。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 以前にも取り上げておりますし、私どもの共産党は、その改良工事にやって欲しいことを、ずっと取り上げているんですけれども、今回も、この質問をするということを、ちょっと言いますと、やはり、それは絶対言って欲しいということなんですが、結局、例えば、横が3メートル、もう少し、5メートルなら5メートルで、下が4メートルであった場合、その両脇をね、やっぱり、今回もずっと見て回っておりますと、両脇が崩れているという所が、たくさんあるんですね。で、そういった意味もあり、それから、以前にも経験もしたことがあるんですけれども、他の人も言われておりました。下の部分が、そのまま現状で残っていて、上が崩れた場合、ここの下は直さないと。そうなると、今度、また次大きな、普通、きっちり土台から直しておけば、きちっと直るものを、そのままに直したために、そこが、また崩れたということですね、そういったことが、度々あるので、結局、無駄なお金を使うというふうに、思えるんですけれども、初めに少し多くだしていても、きちっとしておけば、二次的な災害が防げるということもあると思うんですけど、そのへん今回、これだけ多くあるんでね、そのへん、考えていただけないかどうか、お尋ねします。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 最初に言われたことは、ちょっと意味が、よく分からないかも知れませんが、その飛び飛びに直すというのはですね、被災した力所は、やっぱり現状の回復になります。被災してない所は、やはり、そのまま、被災をしてないわけですから、そこは、直りません。だから、飛び飛びという形には、現状の回復であれば、飛び飛びという形になるかと思います。

それと、上が崩れて、下が基盤が残っていると、上が崩れてですね、下が残っていてもですね、それは、申請の仕方ですね、その下がですね、緩んでおった。当然上が動いて

いるわけですから、下も動いているのは、確実ですから、そういうことがきちっと把握できるよう、写真とかですね、現地で把握できるのであれば、申請はですね、全て基礎からやっていく。基礎がやっぱりしっかりしないとですね、また当然、二次災害、次の災害等をきたしまするので、そういう申請はさせていただいております。

ただ、個人で直される、小災害で個人で直されるんだいう場合は、下を残しておいて、上だけやってくれという方は、それは、個人のご希望ですので、それは、そういう形でも直されておる所があるかも分かりませんが、町において、そういう申請する分についてはですね、上だけでなしに、基礎の部分から直していくというのがですね、当然、申請の仕方としては正しい方向だと思っています。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ちょっと、説明が下手だったかも分かりませんが、例えば、ブロックで、ここを5メートルなら5メートル直したとしますと、現状で5メートルとすると、結局、もう少し、ここまで延ばしておけば、左右に少しずつ延ばしておけば、今度は崩れなかつたろうなというような所があるんですね、一緒に、また崩れている場面で、元の所は残っているけど、両脇が、今回のんで崩れていると、そういった所もあるんですが、そういった意味で、今回の、その工事は、やはり少し改良して、この原形よりも、左右、左右って言うんか、言い方分かりませんが、両側を少し大目に、基礎というか、元から直していくという、そういった方法にできないかということなんですけど。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） やっぱり現状の回復が基本ですから、当然、両サイドを延ばしていこうとすればですね、その被災してない所は改良的要素になりますので、それは、申請をしてもですね、受け付けてもらえないという形になってきますので、そういう所はですね、カ所によっては出てくるとは思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そのへん、また地元の方とかね、地権者、その関係者に、やはり、地質とか、そういったこともあるので、よく相談をしながらやっていただきたいという要望を申しまして、次の質問ですが、今、負担が15パーセントということなんですけども、やはり、もう本当に、今回たくさんになってますし、勿論、町もたくさんの方が掛かるということは分かるんですけども、せめて、この農業を守るという立場でね、言いますと、負担を軽くしていただきたいと。勿論、普通の国県並みにして欲しいんですけども、しかし、できないのであれば、せめて5パーセントぐらいね、今回の場合、特にして欲しいと思うんですが、町長、その辺、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、通常のですね、受益者と言うんか、農業者の、農家の負担からは、災害においてね、前回、または、16年の災害において、今言う、いわゆる今の農業、農家の現状から見て農地をですね、やはり公益的な観点からも守っていただきたいということで、85パーセントの高率ですね、これを町としても補助をしていこうという方針を出したわけです。まあ、そういう中で、災害、通常であれば70パーセントですね、そういう中から、15パーセント上乗せをさせていただいております。まあ、まずは、今回、激甚災害にも指定されまして、おりますから、一カ所一カ所では、いわゆる一カ所が40万という1つの査定的设计額ね、40万という基準があるんですけども、それに満たない物でもですね、何カ所かを合わせて補助にですね、乗せていただくように、そういう努力は、まずやっております。ただ、まあ、どうしても、泥が入っただけとか、砂に埋まっているというような所についてはですね、これは、まあ、災害として、補助としては適用されない部分については、町としても、個人だけではできないということで、町の単独災として、個人が、実際に実施していただいた金額に対し、費用に対しましてね、85パーセントの補助をしていくと、そういうことでね、対応していきたいというふうに考えております。

非常に、カ所が多いですし、未だ、全体がどれぐらいかというのがね、全て把握は、当然できません。まずは、補助災にかかる物の査定が始まるわけですけども、それも、非常に数が多いですから、もう12月近くまでかかるんだろうというふうに思っております。まあ、それに合わせてですね、単独で復興、復旧をしていただく所についてもですね、できるだけ早く全体を把握した後ね、できるだけの支援は、当然、していきたいというふうに思っておりますけれども、今は、原則としては、これまでの災害において、町としても取り組んで来た形を、これを維持していきたいというのが、今の基本的な考え方でありませぬ。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 基本的な考え方は分かりました。

で、それでですが、分かりましたが、こちらは、やはりせめて、5パーセントにということをお願いしておきます。

それと、まだまだ分からないということなんですけれども、今回の、被害状況で、最初のうち、ずっとまちづくり課ですね、対策の所から出されている、この被害状況なんですけど、これは、一番新しい物だと言って、昨日もらって、9月25日の5時現在の物なんですけど、今までもらっているのには、農地のこととか、農業関係が載っていたんですけど、今回、これから外されておりますが、それは、どういう意味があるのでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） あの、正直ですね、今、町長が答弁されましたようにですね、農地の被害カ所ですね、が、まだ十分に把握できておりませぬ。今、現在で、鋭意ですね、10月の第2週から始まる査定に向けてですね、書類を、査定設計書という物ですけども、書類を作ろうとしてですね、全員で努力をしております。災害報告を、一番最初のです

ね、災害報告をした時にはですね、カ所では、700 いくつ挙げたんですけれども、総額で 22、23 億になるんですけれども、最終的に、今、見込みを立てているのはですね、500 カ所ぐらいあるでしょうと。500 カ所の中にもですね、町長も先ほど言われましたように、できるだけ小さい物もですね、拾っていきたいということで、1カ所の、1工区の、すいません、1カ所の件数の中にですね、150 メーター以内に転々とありますので、30 も 40 もカ所数があるものが出てきます。そうやって来ると、500 カ所と言いながらですね、1,000 数百カ所とかですね、2,000 近くになろうかと思えます。それがですね、まだ十分に、こう把握し切っておりませんので、それにおいて、あまり、予測のですね、数値を出すのモイかなものかということで、はっきり確定してからですね、きちっと出す方がいいのではないかということで、そういう形にさせていただきました。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 私は、今、そうやって聞きましたから、分かりますけれども、こういった物をね、町民の方、農家の方、関係する人は、やはり何でだろうという気持ちがあると思うんですね、ですから、例え、これが出さないのであれば、せめて今まで、いろんな、こう農業関係のことは、自治会長さんとか農会長さんに説明をされているわけですから、そういったことをされたのかどうか。

それと、先ほどの査定が、2 週から始まるということですが、そういった査定の始まる時期、それとだいたい、これぐらいな補助率ですよとか、そういったある程度の目安というものを、今までに、その農会長さんとかには、もう出されておりますか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 査定の時期とかですね、そういうものは、農会長なり自治会長会を通じてですね、未だ発表はしておりません。これは、事務的に、県の方からですね、県と国が協議をされて、査定の日程が決まります。それで、われわれは、10 月の第 2 週から始まる査定に向けてですね、その設計をするために、今、準備をしておりますので、地元の皆さんに、そういう 2 週から査定が始まりますよということはですね、文書とか、そういう物ではしておりません。

ただ、農地を直したいと言ってですね、たくさんの問い合わせがあります。早く直したいと。そういう所においてはですね、本災にかかるような物は置いておいていただきたいと。土砂がなくなると、現地へ行ってですね、本災に申請してもね、これ何も土砂がないじゃないかということでですね、削られる可能性がありますので、そういうお問い合わせを受けている方についてはですね、本災が確定するまで、いいか悪いかの確定がするまでですね、現地は、そのままに置いておいていただきたいというお話は、させていただいております。

まあ、そういう個々にですね、全農家の皆さんに、そういう通知を出すというのもですね、また混乱を起こすと想定しましたので、そういう個々の皆さんには、通知はさせていただいてはおりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 勿論、個々にしていただくのが一番いいんですけども、私が、言っているのは、せめてね、農会長さんにだけでも、そういうことが伝えられると、また、その地域で、皆に報告してもらえるとと思うので、やはり、今本当に、いつしてもらえらんだらう、いつ来て見てもらえらんだらうということを、本当にもう、心で待って、口にも出して、私達にも、どうなっとんやいうことを言われるんですけども、問い合わせも、今、たくさんあるということなんでね、やはり、それでは、だいたいの決まっている方針は、きっちりと農会長にでも連絡すべきだと思うんですけど、その辺、早くできるかどうか、お答えをお願いします。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まだ、未確定なものにおいてですね、予測で、こう皆さんにご報告したり、発表するということについては、逆に後ですね、あれ申請したから、イコール採択ではありませんので、これが直るんだったら、なぜ直らないのかという、後でトラブル、過去にも、そういうトラブルがありましたので、できるだけ、そういうトラブルがないように、したいということで、そういうやっているようなですね、対応をさせていただいております。

まあ、これが査定が終わってですね、本災にかかるもの、またかからないものがあればですね、早急に自治会長会なり農会長会を通じてですね、お知らせはしたいというふうに思います。

また、ちょっと余分なことになるかも分かりませんが、今回のように甚大な被害を受けておりますので、来年春のですね、作付に全て間に合うかって言うたら、これは、到底間に合うことではありません。そういう中で、こう2年、3年掛かってですね、やっぱり復旧をしなければなりませんので、来年の作付はできない。また、場所によってはですね、来年、再来年の2作ができないという場所も出て来ようかと思っております。そういうことについてもですね、予測されることについてはですね、できるだけ早く、また皆さん方にお知らせをしてですね、ご理解をいただきたいというふうには思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 是非、早めに、説明をしてあげていただきたいと思います。

結局、農業を守らないと下へ下へ、下流へ、下流へ、こういった被害が、水害などが起きた時には、被害がね、広がっていくと思うんですけども、やはり、結局、田んぼってというのは、勿論、皆さんも、よくご存知のように、ダム役目もしているし、また、保水の力もあって、で、一気に水を流さずに、洪水が少しでも、大洪水になる所が洪水で済んだとか、また、それが、また減ったとかいうような感じで、やっぱり一気水を防ぐということになるわけですけども、例えば、この旧佐用町に関してですけども、こういった、いい佐用遺産というのを作られているんですけども、この中を見ますと、経営耕地面積が、昭和45年で1,025ヘクタール。それから、平成12年までしか書いてないんですけども、その時で、495ヘクタール。で、今、これよりも多分減っていると思いますが、こういった意味でも、半分以下に減っているわけですね。で、減反の政策は、昭和50年、

1970年から始まっているわけですがけれども、本当に半分になっているし、今回の被害を見ますとね、全体的に見て回りますと、案外、棚田のような所は被害が少ないです。率から言うと。確実に調査をしたわけではありませんけれども、やっぱり、今の時期、今の時期というか、収穫前だったので、田んぼに水があるのでね、やはり、そこが、ダムのもして、ダムの役目もやっているし、そこで溜めて順番に落ちたということで、結構、見て回ると、今言った、両側が落ちているという所なんか見ますと、もと、上が畑とかね、結局、荒れてるとか、そういった所が、たくさん、災害の、災害になっていると思うんですけれども、川の方へ行きますと、川で、堤防が崩れてなっているわけなんですけれども、やっぱり、水を溜めるという役目で言うと、例えばですけれども、普通の平坦な所へ行っても、遊水地の役目を果たして、農業には悪いんですけれども、その、田んぼにはちょっと、農家の方には悪いんですけれども、やっぱり川の水が氾濫して、田んぼに入って、そこで、ちょっと留まるというような形になりますから、そういう所がたくさんあると、やはり、洪水も今回のような被害、大きい差が、少しでも縮まるんじゃないかと思われま。やっぱり建物が建ったり、いろんな条件で田んぼがなくなったりしてますので、そういった意味も含めて、やっぱり田んぼは大事だなと、農業は大事だということが、つくづく分かるわけなんですけれども、今さっき言いましたように、本当に半分に減ってます。また、これが減っていくと、こういった事態が起きた時に、やっぱり大きな災害になるんじゃないかということが懸念されるわけですが、こういった、減反が原因だと思うんですね。

町長もさっき言われましたけども、これらに対して、町長の見解は、もう1回お聞きしたいんですけれども、このような国、県の制度に対してと言うか、農政に対して、どのように思われますか。今回も、たくさん、制度に追随されているところが多いんですけれども、町単独ではしないということですが、その辺、もう1回お尋ねしますが、この水田の保水能力を激減させ、その減反政策、こういったものに対しての町長の見解を、もう1回お尋ねします。

議長（山田弘治君） はい、町長、

町長（庵逄典章君） この農地なり山林、これも全て、私達が生活をしていく上です、これを、土地を活用して、いろいろな物を生産して、それで暮らしを立ててきたと、それが、1つの自然を守り、この地域を守り、土地を守ってきたと。だから、耕作することによって、土地を管理して、それによって災害にも強い、今、地域、土地にしてきたという、そういう歴史を、ずっと踏まえてきたわけですね、作ってきたわけ。それが、こういう、食料においても、自給率が非常に低下してですね、農地そのものが、食料生産としての土地として、言えば必要ないという形になり、山林においてもですね、山が、燃料なり、また木材の使用、家を建てるための木材、そういうものが、ある意味では必要ないと。そういう中で、経済的な価値がなくなって、放置をされてきていると。そういうのが、現在の状況でありまして、そのこのところを根本的にね、やっぱり国として、考えていかなきゃいけないということ、私は以前にも、いろいろと申し上げてきたと思います。これは、私が、いくら言っても、できることでは、直ぐできることではないんですけれども、考え方として、やはり、この減反政策とか、農地の問題、農業の問題、山林の問題、これも全て、やっぱり、国が長期的にですね、国の今後のあり方というものを、しっかりと踏まえた上で、取り組んでいかないとですね、ただ単に、農業者への支援とか、所得保障であるとか、その減反の調整金の補償だとか、いろんな、そういう形だけではですね、結局、その農業なり山林経営なり、将来に夢を持ってですね、それしっかりと取り組んでいくということ。そういうことは、中々、誰もそれに取り組む意欲もないし、持てないし、夢も持てないと

ということであろうかと思っております。

ですから、どうしても農業におきましては、やはり国として、前にも申しましたけれども、日本の国の食料の自給率をです、やはり今、40パーセントを切るというね、その現状から、せめて70パーセント、将来は100パーセントの自給率を目指すというようなです、日本の国を作って行けばです、また、農地の非常に価値が上がって、必要性が上がって来て、それによって、この食料生産、農業をすることによって、土地もしっかり守られてくるということになるかと思えます。

まあ、そういう、やはり今後の国のあり方についてね、私達は、常に、そういうことを、やっぱり申し上げていかなければならないというふうに思っているところであります。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 今回、国の方も、ちょっと政権が変わって、交替しておりますので、どう変わっていくかいうところが、ちょっと見所なんですけれども、やはり、水害に強い町、で、佐用町の復興に全力を挙げてするためにも、やっぱり田んぼってというのは、守って、そして農業を守るということが、一番大事だと思います。

で、今回、田んぼのことばかりですけれども、他に被災もされている方のことを放っておくわけではないんですけれども、やはり、一番元になっている産業ということで取り上げましたが、これがね、広報さよらの、昭和51年の10月5日版なんですけれども、探していただきました。この佐用遺産に載っているところがあつたので、ちょっと、わざわざ探していただいたんですけれども、この時はね、653世帯が浸水しています。これは佐用町ですけどね、で、淀で山崩れで、1戸全壊ということもあるんですけれども、本当に、この時も、大変多く降っておりまして、17号台風ですけども、江川地区を中心に653世帯が浸水しています。この時の雨量がね、8日から638ミリ、9日から10日に掛けて1日の雨量が210ミリという、今回もすごいんですけれども、考えようによつたら、この51年災と言われる、その台風17号も、すごい豪雨だったわけですが、しかし、亡くなった方はないようです。この辺のことも、やっぱりどうなっているんかということなんかも検証していただきたいと思えますのと。

それから、この災害の時の後ですが、江川の大部分のね、河川改修、大改修がされているわけなんですけれども、結局、これが三面張りです、今回、だから、江川の方は、川で氾濫した所ありますけれども、三面張りにしている所は被害が少ないんです。で、その反面、それが一気に流れてますから、佐用、久崎、そういった所に大きな被害を、特にもたらしたのではないかと、原因の1つになっているとも思うんですけども、やはり、こういった、今度、河川改修もありますので、その時には、改修の方法も、是非、考えていただきたいと思えます。

で、次の、時間が、あまりありませんが、次の質問に入りますが、8月10日にボランティアセンターが立ち上げられたわけなんで、多くの方が来ていただき、今も、1万6,000人以上の、400何名でしたっけ、来られているわけなんですけれども、この時にね、思ったんですけども、結局、社協の、佐用町の社協の職員もおられました。で、一生懸命、本当に働かれていたわけなんですけれども、だいたい、この社協の本部、それから、佐用高校、久崎に、町職員は、常駐されている方は、常駐じゃなくても、何日間に1回行ったとかいう、そういった職員の数は、何人くらいだったのか、お尋ねします。

議長（山田弘治君） 福祉課長・・・どっちですか。

〔町長「福祉課長」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先ほど、町長の答弁で申し上げましたように、ボランティアセンターはですね、町と社会福祉協議会の協定に基づきまして、社会福祉協議会の方で立ち上げていただくということで、既に、社協の職員がボランティアコーディネーター等の講習も受けられております。で、そういうふうな中で、今回の災害においても、社会福祉協議会の方で立ち上げていただきましたので、きちっとした、今、おっしゃいました3カ所についてはですね、町の常駐職員は置いておりません。

ただ、久崎小学校につきましては、避難所がありましたので、避難所としては、当然、町の職員が張り付いておりました。それ以外のセンターひまわりの本部、それから佐用高校につきましてはですね、私どもの方で定期的な連絡、それから巡回もさせていただいて、必要な資機材等の調整もさせていただきながら、運営に当たっていただきました。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、残り時間、5分です。笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 結局、私が行った時でも、三重県、社協の方で、三重県の方とか、大阪、吹田とか、県内の人もたくさんおられましたけれども、そういった遠くの方もおられました。で、現実に経験したんですけれども、どこどこへ行ってくれと言われて行くんですけれども、結局、地図と、それから住所と氏名だけで行くわけですから、例えば、長谷、口長谷に行く人があったんですけれども、そこへ行った人から電話がかかってきて、家が見つからないと。で、丁度、たまたま、私らがいたんですけれども、なぜ、見つからないかと言うと、結局、宗行の所から、木が倒れて入れませんね。そしたら、地図が見つからないんですね、そういったことがあります。細かいことなんですけれども、そういったことがあったりして、現場が見つからない。現地が見つからない。地図、住所だけで見つからない。それと、表札が掛かっているけれども、申請者と違ふと。そういったことでトラブルが、向こうへ行ってから帰ってきた。遠くから来て、一所懸命行って、で、さあ、仕事しようと思ったら、どこか見つからない。また帰って来い。で、帰ってきて、また行ったとか。

それから、例えば、1回帰って来なさいということで、午前中に行った人が、その1人は、例えばの話ですよ、久崎へ行かれたそうです。久崎の商店街に行かれて、で、1回帰って来なさい。終わりましたが、一応、お昼までで終わったということで、迎えが来て帰った。で、次、午後からの部、隣の家へ行っておるんですね。何で、そういうことになるか。やっぱり、現地の状況が分かった者がいると、そういったトラブルもなくスムーズに行くと思うんですけど、そのへん、やはり、町職員、また町職員でなければ、地元のボランティアをもっと募って、それから、先言ってるように、コーディネーターを一般からも、養成をして、そういった所に携わってもらうように依頼をするとか、こういったことを考えていただきたいと思うんですが、そのへんは、どうでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ご指摘のようにですね、一番最高の日は、約 2,000 名の方が、1 日に、ボランティア入っていただいております。で、それを、コーディネートする、コーディネーターもですね、県下各地、それから、他府県からも来ていただいておりますね、その皆さん方につきましては、センターひまわりの方で泊まり込みですね、いろんなコーディネートに当たっていただいております。当然、外部の方ですから、地理的な状況、まして、その当時の道路状況等が不明な所が随分あったと思います。そういう中でも、ボランティアなれと言うんですか、非常に、ボランティアの方も、慣れられた方がおられましてですね、その方を中心にして、近くまで行って、直接、聞いていただいたりですね、いろんな形で対応していただいておりますので、それは、最善を言えばですね、例えば、町職員なりが全て采配できればいいんですが、町職員等も、それぞれの本部の方で、非常に業務繁忙の中ですから、いろんな皆さん方のご協力を得てですね、できる限りの対応をさせていただくというのが、ボランティア業務になるのかなと。

確かに、おっしゃるように、町内ボランティアも、災害発生からですね、約 2 週間、自分の仕事を放っておいて、ずっとボランティアセンターでかけつけてくださって、協力してくださった方もありますので、そういう皆さん方を中心にですね、これからも、そういう輪を広げていくような努力は努めてまいりたいというふうに考えます。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、時間が参りました。もう、ほな、若干、少しだけ。

5 番（笹田鈴香君） はい、そしたら、1 つだけ、申しわけありませんが。

結局ね、もう 1 つ言いたいのは、高速道路の件ですけれども、他府県の方は、佐用へ来ないと申請できませんね。で、兵庫県内では、自分とこの、神戸なら神戸の自治体で、申請すると往復できると。そういったことでいいんですけれども、やはり、町職員がいないので、ボランティアの証明が。

議長（山田弘治君） 時間が参りました。

5 番（笹田鈴香君） ありませんか・・・すいません。じゃあ、ありがとうございました。

議長（山田弘治君） 笹田鈴香君の発言は終わりました。

続いて、金谷英志君の発言を許可いたします。

〔6 番 金谷英志君 登壇〕

6 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、2 点。

まず 1 点目、給食センター統合の見直しを求めて質問をいたします。

学校給食法が制定されてから 2009 年の今年で 55 年が経過しました。1956 年には学校給食法の一部改正が行われ、このとき文部省は、学校給食についてとして学校給食の教育的意義について具体的な方針を提起しています。その主旨は、1、栄養士がどのような考えで献立を作成したか、その栄養改善側面を直ちに児童生徒に伝える。2、給食調理員がどのように給食を調理したか、その創意工夫、技能、苦勞など、子ども達への思いを伝えるというものでした。ここには給食は食教育の生きた教材であるという見方が明示されています。2008 年には、学校給食法の改正が完了しましたが、この見地は今も生きています。

以下、子ども達に豊かな学校給食を提供するためにも、学校給食センター統合計画の撤回を求めて質問いたします。

1、学校給食法は、給食の中心的役割を栄養改善から食育に移し、栄養教諭・栄養職員の食育における指導的役割を明確にしており、その活動は、1、全教職員が全教科等において食育の実践者となることと。2、給食を生きた教材として各教材において食育を配慮した授業を行うこと。3、その食育の教育内容は、栄養・健康・自己管理能力の形成、社会性の涵養、食の安全や食料の生産・流通・消費等について学ぶことです。これらの役割を、どう実践したのか。

2、子どもの食の乱れが社会問題となって久しいが、2002年3月、文部科学省が実施した、児童生徒の心の健康と生活習慣に関する調査が発表されています。この調査は、生活習慣として朝食を食べたか、夜、ぐっすり眠りについたか、寝る時間は決まっているか、運動習慣はあるかなどと、心と健康との相関関係を調査したもののだが、この調査からも食事の内容や質と子どもの健康状態とが深く関連していることが示されています。このような調査を町独自で行ったか、調査したなら結果をどう食育に活かしたのか。

3、全国では、地域に根ざした学校給食の取り組みなど、地産地消運動は発展しています。群馬県高崎市では、2000年に栄養士、市農政部、生産者、JAなどで構成される学校給食地場産業農産物利用促進協議会を設置、さらに2006年にはこの活動の延長として、地産地消推進委員会を設置し、栄養士の代表も加わり、消費者、流通関係者などとの協議の中で、学校給食が地産地消推進の上でも大きな役割を担っています。本町でも、このような委員会を設置し、その中で学校給食のあり方を検討すべきではなかったか。

大きな2番目に、にしはりま環境事務組合工事について、伺います。にしはりま環境事務組合が平成20年2月に入札した土地造成及び進入道路工事は、宮本・山陽・福原特定建設工事共同企業体が、9億4,800万円、落札率74パーセントで落札しました。この入札について、6月議会の一般質問の回答で、組合管理者でもある町長は、良いとは言えないが、当時の判断は間違っていないと答えられています。

盛土補強土壁工で、誤謬が判明し、追加工事にしたというものだが、使い分の設計価格、予定価格、契約額はいくらか。

この工事の設計を行った日建技術コンサルタント神戸事務所に、何らかの処分が必要ではないか。

町長の見解をお伺いいたします。

議長（山田弘治君） はい、町長の答弁を求めます。

〔町長 庵迥典章君 登壇〕

町長（庵迥典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、初めの、学校給食の件につきましては、後ほど、教育長の方から答弁をしていただきますので、私の方からは、にしはりま環境事務組合の工事発注の件について、答弁をさせていただきます。

ご質問の設計金額につきましては、特に、現在も工事期間中でもあり、今後、出来高設計書により変更契約が生じると思われますので、設計金額等は、現在では公表できないものであります。

2点目の予定価格は、本工事が、低入札価格調査に該当した入札であり、非常に低い請負率となっておりますので、別途発注するより請負率で変更追加する方が、金額、工事の施工性においても有利であるという判断をし、土地造成及び進入道路工事の追加工事とし

たことから、予定価格は設定はいたしておりません。

3点目の契約額についてであります。本年2月23日の組合議会で工事請負契約の変更の議決をいただく前に事前配布した土地造成及び進入道路変更理由書にお示しいたしましたとおり、盛土補強土壁工、約7,460万円の他、法面工、その他工事を含め、請負額9,803万8,500円で変更契約をしたものであります。

次に、日建技術コンサルタント神戸事務所に何らかの処分が必要ではないかのご指摘でございますが、内容が構造計算等設計の基本にかかる重大なミスではなく、数量設計表から設計内訳書への転記誤謬であり、入札前に、これも判明したことから、入札執行に影響はなかったものであります。そういう点から、処分は科しておりませんが、業者には、今後、十分に注意して業務にあたるよう口頭注意を行ったところであります。

以上、この件につきましての答弁とさせていただきます。学校給食につきましては、教育長の方から答弁をお願いいたします。

議長（山田弘治君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。ご答弁させていただく前に、この度の被災された方々へのお見舞いと、また、亡くなられました方々へのご冥福、また一刻も早く、お2人の方が、発見されることを願うものです。

また、8月26日始業式以来、学校が正常に運営されておりますこと、皆様方のご協力の元に、行っておりますので、感謝を申し上げたいと思います。時間をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、金谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町では、今年度、栄養教諭は、4校に配置しておるところですが、栄養教諭は、学校給食の管理と食に関する指導をつかさどる教育職員と規定されており、学校における食育推進の中核的役割を担い、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして展開することにより、食育に高い効果を上げることが求められております。

具体的に申しますと、児童生徒の個別的な相談指導、各教科等における食の指導、学校全体の食に関する指導計画策定の推進、教職員間の連絡調整、学校給食の管理として、栄養管理、衛生管理等を行うことを通して、食育推進の要として活躍することが期待されています。

現在、栄養教諭は、従来どおりの学校給食の管理を行っており、それは、食材管理、調理場指導、給食指導に携るとともに、食育指導の要として各学年の食育の指導計画の策定、また食に関する事業を担任と連携しながら行うことなどにより食育の推進を図っているところです。充実した給食指導及び食育の推進に当たって、更に効果を上げるために、どのような所に力を入れなければならないか。今、検討を加えながら推進しているところであります。具体的に述べていきますと、議員ご指摘の全教職員が全教科指導に当たって、食の実践者になるということについては、子ども達に、直接に、直接かかわっている教師が、食育の実践者になることは、言うまでもありません。各教師と栄養教諭が連携しながら授業を行ったり、給食指導を行ったりしながら、食育を推進しております。町教委としましても、栄養教諭の助言、更には、協議を重ねながら、各学校において食育の全体計画の策定、各学年、各教科における指導計画の作成を指示しております。

各教科の指導においても、食育の観点をもって指導にあたる必要があると、機会を捉えて、教職員を指導しているところであります。

2つ目には、給食を生きた教材として、各教科において、食育を配慮した授業を行うことにつきましては、給食を通して、食事のマナー、食材に含まれる栄養等について、また、

楽しく食事をする事の大切さ等を指導しているところです。

3点目は、食育の教育内容は、栄養、健康、自己管理能力の形成。社会性の涵養。食の安全が、食料の生産、流通、消費等について学ぶこととありますが、1、2の中で、幅広く指導し、子ども達が、より元気に生きていくための、最も大切であり、基本的な事柄との認識のもと、食育の充実に努めているところでもあります。

2つ目に、食の乱れが社会問題化しておるといっていますが、昨年度、調査をした結果、小中学校とも、90パーセント以上が、朝食を食べて登校しております。ほとんどの子ども達が、就寝時間を決めておりますが、高学年、小学校の高学年、中学生になるにつれて、就寝時間は遅くなる傾向が、顕著に表れています。運動習慣については、中学生は、ほとんどが運動部員として部活動で活躍しております。運動量としては、問題はないと考えられますが、今後、更に、活動を充実するよう努めてまいりたいと思います。

小学生についてですが、ほとんど毎日運動しているが、約50パーセントから60パーセント。時々が、30パーセントから40パーセントとなっており、ほとんどの児童が運動はしておるといっています。ただ、問題でありますのは、この運動時間と間食を含め、食料の、食事の量。消費カロリーと摂取カロリーのバランスであります。カロリーの比較的高いスナック菓子などはひかえるように、また、毎日、しっかり運動をするようにということで、学校では、指導をしているところでもあります。

また、この指導内容については、学年、学校の広報、そういう物を通じて、またPTAの参観日等を通じまして、保護者にも指導、伝達をしておるところです。

3つ目に、群馬県高崎市のように、本町でも、地産地消推進委員会の設置、学校給食のあり方を検討すべきではないかということでございますが、6月議会でもお答えしましたように、学校給食センターの建設とともに、地元産の食材を供給する仕組みづくりを検討しているところがございます。現在、栄養教諭、農林振興課、商工観光課等により会議を持ち、野菜の年間使用量調査や先進地視察と、町内の生産者、生産者グループの状況、野菜、直売所の実態など調査しているところがございます。今後は、農作物や特産品の選定と、その安全性や、規格、品質などJAや農業改良普及センターの指導も受け、していくこととなります。ただ、全国的に地産地消が推進されてはいますが、学校給食のみを対象するのではなく、住民の消費者運動として地産地消が進められていくものではないかと考え、学校給食の指導とともに、更に、保護者等に啓発、啓蒙、それが地域へとつながることを期待するものです。

また、この取り組みが、今まで食材を仕入れてきた、町内商店にとりまして、給食食材の売り上げが大きな影響があることも考慮しなければならない点の1つであります。給食センターの食材供給においては、できる限り地元産を使用していくよう努めて参りますが、それが、町民への地産地消の啓発につながっていることを強く期待したいと思っております。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） まず、はじめに給食センターの件ですけれども、今、教育長言われた、栄養職員については、計画なんかも策定していると、具体的な、その事業ね、計画できたのは18年ですから、その時に、私、12月議会で、18年12月議会で、この食育の問題取り上げて、計画あるから、町の方でも、この計画、国の方で計画立てましたから、18年に、それ以降ですね、実際に、どういうふうな事業が行われたのかいうことを聞きたい

んですけれども、例えば、例挙げますとね、福島県加納村、現在は、喜多方市に合併されてなっているんですけれども、この村は、村挙げて無農薬米を栽培したり、低農薬の野菜づくりを進めて、それで、そういうことを取り組む中で、実際、理科の先生がね、農業、水、食の安全、給食のあり方を、環境教育の観点から授業で取り組んで、安全な食のカードを作って子どもに配布したり、それから、お店の食べ物の安全性について感心を持つ活動する、授業の中で、具体的に、こういうことをやられているんですね。本町では、どういふふうな授業、具体的に、どういうことをやられましたでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、細かいことを、1つ1つ挙げると切りがないんですけれども、1つはですね、教室の中で、家庭科とか、その中で食事を、食材を使って料理をすると、そういう所の関係ですが、もう1つは、今、金谷議員もおっしゃいましたように、実際、特に、小学校では、野菜づくりだとか、地域に出てですね、米づくりだとか、そういうことをさせていただいておりますね。ですから、例えば、米でありましたら、種植えから脱穀、そして食べさせてもらうと、食べると、そこまで、1年を通してやっていく。そういう中で、先ほど申されたように、環境教育と言いますか、美味しいお米をつくるには、やっぱり美味しい水がないと、綺麗な水がないとあかんのだと。そういうことで、各小学校は実施しているところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 先進地も視察したり、いろいろ農業関係やJAとかも協議して計画作った段階で、それから計画立てただけではいけませんから、実践していく上で、その先進地も、視察なんかしたと言われるんですけれども、私、一番進んでいるのはね、やっぱり18年に、これは高崎市でも取り組んでいるんで、その時にも言うたんですけれども、先進地の中に高崎市は入ってましたでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 入っておりません。

〔金谷君「入っておりませんね」と呼ぶ〕

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その中でね、高崎市がほんまに進んでいるのはね、合併して、他の町も、吉井町いうところも合併して入ったんですけれども、その時に、高崎市が取り組んでいるのは、旧高崎市で取り組んでいたのはね、2006年から3度合併して、高崎市というのは、自校方式が55校、元々55校あったんですね。旧町村ごとの6つの直営センター、内1つのセンターは、調理師の民間委託ということで、合併してない、他の町では、そうい

うこともやられていたんですけども、この2つの方式が並存していて、この中で、市教育委員会は、旧市町村の給食センターや学校の建て替え時には、自校方式への移行を検討する。その検討する中ではね、先ほど言いましたように、地産地消推進委員会、それから高崎市学校給食地場産農産物利用促進協議会、これら住民とか、それから業者、それから生産者も一体となった、その中で検討しているんですね。その中で、方針を自校方式への移行を検討する方針を06年3月議会で示し、その後、建て替えられたマンモス校でも、その群馬地域の桜山小学校と言うんですが、給食室が設置されると。センターではなくてね、新しく建てる所には給食室を設置する。

その後ですね、市教育内部でも合併した町村の給食を、どのように実施するかについて、検討を重ねて、08年度の当初予算に自校方式拡充事業と、むしろ合併してセンター方式、1つにまとめるのではなくて、合併して、それぞれの自校方式をやると、こういうこともやられているんですけどね、これ1つ、やっぱり参考にして欲しいんです。先進地は、どこへ視察に行かれましたか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 近隣の柏原、私が変わってからでございますが、柏原市とか宍粟が主でございます。まだ、2回同じ所へ、ちょっと行ったりしましたので、あまり遠くへは行っておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 先進地というのは、センターの先進地ということでね、元々、食育から見た、その地産地消なり子どもの教育の観点から、先進地という観点ではないんでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 現在、宍粟市が、それぞれ、山崎の給食センターもそうでございますが、そこが、千種、一宮、それぞれが、地元産の食材を活用していくという、そういうシステムを、きちっと作っておりますので、とりあえず身近な所で、あそこも地産地消が、かなりパーセントも高いところでございますので、近い所を参考にしたい。地理的な関係も、いろんな関係で、環境的に似ているというところから、近くの所を選ばせていただいております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 1つのまっさらな段階からね、先ほど言いましたように、高崎市のように、その推進協議会の中で、その教育委員会だけじゃなしにね、その、含めた中で、どうということが、先進地についても検討されるべきやったと思うんですけどもね。

先ほど、宍粟の例を挙げましたが、これ神戸新聞の記事であって、それでも行かれたと思うんですけども、宍粟市の中で、旧山崎が受けて、宍粟市の中でも、旧山崎みたいな所については、その地産地消の率が悪いということで、その神戸新聞の記事にも載ってましたけれどもね。

それで、お伺いしたいのは、食育基本計画の中で、学校、保育所等における食育の推進という項目があるんですけども、そういう中で、学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進。先ほど、教育長も答弁された、これが、この中に含まれると思うんですけども、続いてね、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知普及等というのがね、これが文科省が出している食育基本計画の、学校、保育所等における食育の推進という項目の中にあるんですね。これは、ご存知でしたでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 学校給食を実施することによって、食育が発生するという、そういうことは、承知しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 自然、そのまま、そのまま即発生するんじゃないかって、文科省として1つの項目を挙げてね、7項目、全体で、7項目、家庭における食育の推進とか、先ほど言いました学校、保育所、それから地域における食生活とか、ずっと7項目、たった7項目ですは。その中で、特に、学校、保育所等における食育の推進の中で、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果。効果ということは、これが、効果がある。その食育に関してはね、効果があるという文科省の方針なんですね。基本的な方針なんですけれども、単独調理方式の効果は、どのように見ておられますか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 単独の、現在、佐用町の場合は、給食の献立は、4名の栄養教諭が協力して、同じような献立で立てておりまして、同じような内容の物を、子ども達は、食しております。

ただ、一番、作ったところで、直ぐに食べれると、そういう生産、調理員が、直ぐ側におって、おばさんと、こうずっと接触しながら、作られた物をできるだけ調理が出来上がると同時に、子どもの口に入るといふ、そういう利点があると思います。それが、一番、大きいことじゃないかなと。

まあ、デメリットも同じような形なんですけれども、ただ、給食材料が高くなって、給

食費に影響していくという、そういうことも考えられると思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 次にね、地域における食生活改善のための取り組みの推進と、こういう項目あるんですけども、その中では、学校給食での郷土料理等の積極的な導入、イベントの活用、学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介、これは、学校1つでやることでは、主な所は、学校給食ですから、教育委員会なりが取り組むべきことやと思うんですけども、町で、農林振興課ともね、連携して、こういう郷土料理の開発なり、その給食に導入なり、そういう取り組みはされたんでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 現段階では、町内におきます特産品をできるだけ給食で活用していただいて、実際に、それを、町内で加工された物にしましたら、どうしても、豆腐だったら高いんですけども、是非、そういった物を子どもに食べさせてやりたいということで、地元産の特産品等もできるだけ給食に採用していきたいということで、現在取り組んでおります。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 地元産の食材を使うということでね、これは、大きな、農林振興課にも関連してくると思うんですけど、農林振興課にお伺いしたいんですけども、先ほど言った食育推進基本計画の中、5項目目に、生産者と消費者との交流の促進、それから環境と調和の取れた農林漁業の活性化等という項目があるんですけども、その中で、地産地消の推進という項目挙げて、地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等とあるんですけども、これには、農林振興課として、どういうふうな取り組みをされたんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 地産地消についてはですね、県の方からも、そういう推進も出ております。農林振興課でですね、町内の生産者にですね、安心・安全な生産物を作っただいて、そして消費者に届けるということを目的にですね、各それぞれ農業振興団体とかですね、いろんな方とご相談をしながらですね、努めています。

また、今回、学校給食においてもですね、地産地消を推進する上で、教育委員会ともですね、協議しながら、また地域の皆さんが作られた物をですね、子ども達に、また作って

いる所を見せるということも必要ですので、いろんな地区にですね、小学校の子ども達が出ていただいて、先ほど、教育長が答弁されましたように、米づくりとかですね、野菜づくりとかですね、そういうところも体験させながら、食育を推進していくという形ですね、ご協議をしながら進めております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに協議されているのは分かるんですけどね、具体的な計画の策定です。計画の策定ということは、年次ごとに何年度に、こういうふうなんして、その人材の育成、財政的なこと、裏づけもするでしょうし、それから、整備も、施設の整備等についてもね、これもやっぱり予算的な裏づけが必要ですから、こういう計画を協議といったら、話すということは、それは、そうなんです。具体的に、それを進めるために、計画は立てられたんでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 学校給食との関連で言えばですね、教育委員会の方からですね、栄養士を通じて、そういう地域との繋がりというものをですね、させていただいております。そういう中に、農林振興課にも、ご相談がありますので、その相談においてはですね、普及所、また生産者との間に立ってですね、そういう食材を供給していくということもですね、相談には乗っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） やっぱり、協議なり相談なりということで、役場として、行政としてね、計画は立てるべきだと思う。今まで立ってないとしてもね、立てるべきだと。立てた上で、その給食センターなりが、包括的な中で、そういう議論されるべきやったと思うんですけども、やっぱり計画は、立ててないと、それから、全体の、それが議論にもなりませんしね、協議する話し合い、それが、いうことでしたらね、それ話し合いで終わってしまって、やっぱり計画立てて、それを実践されたか、実証した上で、やっぱり計画というのは、見直されるとかね、検討、初めて、計画があつてこそ、検討されるものだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 計画と言うて、生産の問題もあります。

それから、町内の生産体系の問題もあります。そういうところもですね加味しながら、今回、まあこういう学校給食センターにおいてですね、地産地消を推進していく上でですね、そういう体系も十分ですね、基礎に置きながら、今、話し合いを続けているという形をとってます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、話し合い、教育委員会とも、その中でね、先ほど、教育長の答弁でもありましたけれども、今まで、どのぐらいの頻度でね、そういう会合を持たれて、計画はどういうふうに、現状今進んでいるんですか。

一方で、給食センターの統合も、入札も終わったような状態で、それのに、やっぱり検討した上でのことですから、今まで、どんな検討をされてきたんでしょうか。会合の回数とかも含めてね。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 現段階では、5回ほど関係課に寄っていただきまして、実際に、学校で野菜の使用量、概ね、年間43トンぐらいな食材を使っておりますけれども、その中で、月によって、何の、どんな野菜が使われているかということと、月別の分析と、それから、購入先、そうした物を、現段階では調査して、そして、後、農林振興課や商工観光課におきましては、それ特産品の関係、それから、生産者の関係、そうしたものを掌握と調整をお願いしたいということで、現段階、それ以降、ちょっと災害になって、そのままになっておりますが、発足しましてから5回ほど開催しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 食育推進計画、基本計画の、その中でね、目標値いうのを挙げているんですね。これ、18年の12月、私質問した時にも、これ言ったと思うんですけども、学校給食における地場産物を使用する割合の増加ということで、平成16年度をベースにして、21パーセントなんですよ。それを30パーセント以上に上げると。まあ、その各給食センターごとではね、この30パーセントをクリアしている所もあるんですけども、今、現状として、給食センターごとに地場産の、その食材の割合は何パーセントでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 前にも、ちょっと同じようなことがございまして、ちょっと、その時、ちょっと、きちっとした物、今現在持っておりませんので、うろ覚えなんですけれども、佐用の給食センター以外は、概ね、40、50パーセントで、佐用の給食センターが30パーセント余りじゃないかなと思っております。すいません。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 私、三日月、地元ですから、三日月に入っているのは、味わいの里三日月から入っているんですね。それで、野菜はね、三日月小学校には、81品目、その内30品目が地元産です。それで、100パーセントなっているのは、カブ、それからコンニャク、里芋、それから白ねぎ、チンゲンサイ、ナス、ねぎ、水菜、味噌、それから紫黒米、もち大豆、これは100パーセント地元産の物を使っているという状況なんですね。こういう、特に、三日月ではね、味わいの里三日月がありますから、地元産、それから生産者の、味わいの里が、その生産者と給食センターとの中に立ってね、その食材の確保なんかも努めているから、地元産の率は、三日月小学校では、高いんですね。やっぱり、これを30パーセントとは言わずね、その宍粟市なんかでは、もう7割ぐらい、1日については、100パーセント地元産の食材で使う日を決めてやるという、それぐらい地産地消に取り組んでいる。先ほど、先進地に行かれた、宍粟市も、そういうふうに行われて分かっていると思うんですけども、ですから、それを、もっと拡大する上で、給食センターの統合というのは、どういう意義なんでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務委員会、総務課長。ああ、ごめんなさい。教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） そこに意義があるかどうかということではございますが、概ね、小学校10校、中学校5校の給食を、現在、それぞれの自校方式が、現在2校ありまして、それ以外は、センター方式で実施しております。それぞれの給食センター施設が、既にこう、40年を超えるような老朽化の中で、非常にこう、機械もガスも、いろいろな物が、騙し騙し活用しているような。それから、衛生管理の上でも、文科省が示す基準を、とてもじゃないけどクリアすることができないような状況でございます。で、そうした中で、1カ所で、とりあえず給食を作って、届くまで、2時間以内に、子ども達の口に、きちっと届けられるという条件をクリアしたら、センター方式でも十分効率的、まして、それから給食費の高騰も、いろんな部分でメリットがあるという、そうした視点の中でやっているのと。

それから、こうした地元食材の購入にしましても、佐用町の全域の子ども達が、同じように、同じ物を食べて、同じ食材と言いますか、地元の食材を皆が食せるような仕組みは、今度のセンター方式で実現したいと思っておりますし、それが可能ではないかなと思っております。

ただ、給食センターと、その地元の生産者、生産者と言いますか、調理員さんの繋がりにしましても、自校方式の中では、あまり給食に対しての、いろんなメッセージが、貼ったりとかされておられませんけれども、例えば、佐用の給食センターだったら、それぞれの学校の児童生徒が、いろんな手紙を寄せていただいて、で、子ども達が、非常にこう毎日美味しい給食ありがとうみたいな、いっぱいこう書いて寄せられております。いろんな部分で、給食センターと現場と、子ども達のつながりといったものは、現在も築かれておりますし、別に、私どもの方としては、自校方式ではなくて、センター方式で十分子ども達の給食が現段階でいけますので、センター方式で効率的に、佐用町内でしたら、全部、トラックで配送しても、十分な間に合う距離でありますので、そういう効率的な面から、私

は、いいんじゃないかなとは思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、効率的ということは、何回も効率的と言われましたが、そういうふうなことが理由かと思うんですけれどもね、やっぱり言いましたように、地産地消とか、食育の観点から見て、どういうことなのかということを見るべきやと思うんですけれどもね。

町長にお伺いしたいんですけれども、今、教育長なりと、教育委員会なりとの議論の中聞いてね、その、やっぱり町長にも同じことをお聞きしたいんですけれども、給食センター統合の意義というの、その教育長に対する質問と一緒にすけれども、その食育の観点、地産地消の観点から、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 意義という以前にですね、給食センターの現在の状況を改善することが1つあります。その中でね、金谷議員が言われるように、自校方式であろうが、今の給食センターであっても、考え方は、同じです。だから、給食センターで、自校方式でなければ、今、地産地消ができないとかですね、ということではない。

その宍粟市においてもということは、十分努力されてやっておられます。ですから、それが、給食センターでできるように努力するということは、前提であります。それによって、効率的にできて、給食費の高騰も抑えられて、町の経費も安くなれば、それは、一番いいじゃないですか。そういう考え方でやっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうだね、その給食センターで、議論がないまま、そういうふうに進められていると、私は、思うんですよ。そういうふうね、町長が説明されてね、先ほど言うたようなJAとか、それから生産者、流通業者も、流通の関係者も含めた中で、そういう、町長も、そういう考えがね、示された中で、方向性を示されるんだったらいいんですけれども、これまで、そういうことの説明なり、その方針のことがなかった、PTAの、その会合なんかでも、説明、今度、給食センター統合しますよと、事後的な承諾であったと思うんですよ。やっぱり、これ、新しい、その事業を進める上では、やっぱり合意をしていく上で、進めていく。先ほど、1つの理由は、劫ろう化とか、それから衛生面とか言われましたけれども、それは、今のやつを改装することでもできるし、それよりも、やっぱり統合いうことで、そういう方針出されたと思うんですけれどもね、今の給食センターの、3つ4つなりある中で改装していく、改修していく中で、衛生面、それから温かい物は温かい、それは近くで行けますから、そういうこともクリアできるということも選択肢としては、選べるがあったと思うんですけれどもね、町長、いかがですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 金谷議員も、現在のですね、給食センターは、見ていただいているのかなと思うんですけどもね、南光の給食センターにしても、あれを改造するというね、改修するというのは、中々、現在の給食の、いろんな面での施設のことをクリアーしていかうとすれば、それは、もう建て替えていかなければ、あのまを改修という形では、当然、無理だと思いますしね、佐用の給食センターも、改修は、一応しましたけれども、皆さんからも、あれでは駄目だということを、何度も指摘されます。将来のことも考えて、できるだけ当面は改修という形で、対応してきたわけです。ですから、施設の面から見てもね、現在の物で対応していくというのは、非常に無理だと。きちっとしたものを、やっぱり作っていかねばならないということで考えているわけです。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 先ほど、町長に言われたように、その核にあるのは、何をするかということでしたら、その給食センターで地産地消が進む、子ども達の食育が進む、それなら、それでいいですよ。いいんですけども、それが、今まで説明がなかったからということなんですよ。そういう住民合意的な、説明なんかは、今まで、町長、されたい認識なんでしょうか。その、町長は、その方針言うのは分かりますよ。それを説明責任があったというふうにお考えでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私は、今の考え方というのは、何度も、この議会でもお話をさせていただいたと思っておりますし、そういうことで担当者の方も、そういう説明は、これまでも、それぞれしてきているというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 次に、にしはりま環境事務組合の工事の方に移りたいと思います。私も、組合議員ですから、その資料なり、土地造成及び進入道路工事の変更理由というのは、いただきました。その中で、誤謬というのを、もうちょっと正確に、この説明の中では、補強土壁敷設面積計上数量に誤謬が判明とあるんですね。これは、どういうことなんでしょうね。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの時にも、その点は、こういう内容ですということが、図面にも合わせて説明をさせていただいたと思っております。

〔金谷君「図面はない」と呼ぶ〕

町長(庵逄典章君) なかったですか。造成工事をする上において、その構造的な施設、構造的にですね、設計をした場合に必要な材料の数量が、それが、この最終的な設計書に対して、10分の1の数量しか転記されていなかったという、言えば、単純な、そこにミスがあったということです。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷英志君。

6番(金谷英志君) そういうふうな単純なミスですから、この変更理由に書いてある中でもね、質疑回答書において契約後の変更対応、皆、その入札資料を受け取って、応札しようと思う業者はね、これ、全部、業者は、そういうふうな誤謬があるということを知っておるわけですね。

町長(庵逄典章君) そうです。

6番(金谷英志君) ですから、それは、その点で、公平さがあると思うんですよ。ですから、それで、それらが分かった、状態で、皆知っているということになれば、後で、契約後変更ということも書いてありますから、分かった時点で、それを、それを含んだ契約書いうかね、それで入札した方が、すっきりすると思うんですけどね、そういうことが、何でできんかったかなとね、1つの理由としては、急ぐからね、一端やり直ししよったら、時間かかるからということも1つの理由として挙げられたんですけども、それは、どういう理由で、これは、そのまま言うか、いったんやり直した方が、正確で、一旦で一気に終わりますからということが終わると思うんですけども、いかがですか。

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逄典章君) それは、入札の公平性というのは、一番最初に担保しなければいけないと。で、そういうことが、入札書を各入札参加業者にお渡ししてから判明をしたと。で、それによってね、その部分については、当然、その変更をしますということで、皆さんに通知をしてですね、その数量については、そのまま入札をしてくださいと。で、それによって、入札後設計変更に、契約変更によって対応しますということ、これは、まあ、今言われるようにね、最初から、じゃあ、その数量変えて、もう一度入札をやり直すということも、それは、1つの選択だったかもしれませんが、時間的に、もう既に入札書を発注して、入札期日を決めて執行する段階になってましたからね、そういう対応をさせていただいたと。これは、どちらでも、私は、どちらを選択するかはね、執行者の方で判断させていただいた中で、そこに何ら、入札に対する公平性とか、問題がなければね、これは、事務的なことの、後の処理になりますから、そこは、私は、問題がないというふうに思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君）　　そういうことでね、これ契約議案として、当然出て来たと思うんですけれども、私、その時、議会議員、その組合議員ではなかったですから、その時に、こういう契約ですよということを、契約議案の時に、その説明されたんでしょうか。

議長（山田弘治君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　あの、それは、言ってると思います。はい。

〔金谷君　挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君）　　多分ね、それ議事録確認してもらいたいと思うんですけれどもね、その、これが、先ほど言うたように、質疑回答書において、契約後の変更を対応とする契約ですということはね、議事録の中ではないと思います。それ確認して欲しいんですけれどもね。

それと、この最初の通告にも出してますように、日建技術コンサルタント、その、これが、この工事が落札率 56 パーセントです。組合議会は、設計についても、最低予定価格公表してますから、56 パーセントの落札率で、工事自体もそうですけど、その設計自体も、低入札価格調査にかかっている、その案件なんですね。その低入札ということもありますし、それから日建技術コンサルタント、その後の、にしはりま環境事務組合の工事、17 年 12 月にもあります。これは、建設にかかる工事発注図書作成業務。それから、本体にかかわる、にしはりま環境事務組合拠点施設、熱回収・リサイクル施設及び土地造成進入道路建設にかかる設計施工管理業務、これも後で、その日建技術コンサルタントが受注しているんですね。その時の経過言いますと、それから、先ほど、言いましたのが、56 パーセントでしょ。次、7 年 12 月に落札したんでは、38 パーセントです。落札率。それから、最後の平成 20 年 7 月 28 日の建設にかかわる設計施工は 41 パーセント。これ、なってるんですけれども、これずっと日建技術コンサルタントは、低い、ほとんど他の業者の半分以下ぐらいの値段で落札しているということで、それで、このような、その誤謬と言いますけれどもね、その設計ミスをおかした。それ、ミスをおかしながら、ずっと、この低い落札率で落札している業者に対しては、何らか、そのペナルティーなりはいるんじゃないかと思うんですけれどもね。

議長（山田弘治君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　ちょっと、私も、（聴取不能）じゃないんですけれども、その安くね、入札ですから、競争によって、できるだけ低価格で、事業をしていくということ。そのことで、その低価格だから、問題があると言われるのは、また、ちょっと私は納得ができません。で、これがね、その日建が、少なくとも、その設計価格の予定価格いっぱいいっぱい、ずっと契約しているとかということであればですね、それで、誤謬もあったということと言われるのであればね、まだ、私は、話としては分かるんですけれども、その設計そのものが、設計価格、契約額は、非常に低価格でやっていただいている。それは、日建技術が、それだけ、努力をして、頑張っていたいただいているということであり、また、その設計の内容につきましては、何ら問題がある、構造的なもん、計算とかね、構造的な使用、そういうものについて、問題があるわけではない。ただ単に、今回のあれは、数量を転記

した時に、設計書にまとめた時に間違っていたという点。これは、ある意味では、当然、コンサルタントとしてのね、それはミスですけれども、事前に、それも分かった。だから、それより後の対応もできたということでもありますから、このような取り扱いをしたということでもあります。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 事前に分かったと言われますけれどもね、平成18年11月に、この日建技術コンサルタントは、この進入道路詳細設計の業務を委託して落札しているんですね。

それから、今回の工事自体がなったのか、それから2年、1年以上あいているんですね。直ぐ、その日建技術コンサルタントは気が付いたということではなくて、応札した業者が、それに気が付いた、誤謬に気が付いたということですから、そのものの中で、確認されたということではないんですね。

それと、1つ伺いたいのは、低入札価格調査というのはされてます。されてますよね。それで、1つには調査項目として、入札価格に対する積算根拠の妥当性、これ一般的にやられることですが、業務計画及び配置技術（聴取不能）等、当該業務についての具体的な実施体制、貴社が本業務を履行できる能力についての説明、こういうことが調査するとなった、これ調査は誰がされたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、環境組合の担当者の方でやっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） そういうふうな技術がね、その職員の中なりがあればいいんですけれども、この日建技術コンサルタント、この新聞記事ですけれども、2009年1月1日、今年の1月19日の記事ですけど、国土交通省北陸地方整備局は、1月14日、調査を実施する第三者を確保できないとして契約を辞退した。日建技術コンサルタント、大阪市を、同日から3カ月の指名停止とした。北陸地方整備局は、2008年10月から調査が必要な設計業務を対象に、品質確保の対策を実施、低入札価格調査の調査基準価格を下回って落札した場合、落札した建設コンサルト会社が設計した後、自社の調査に加えて、第三者による調査も義務付けている。北陸地方整備局によると第三者を確保できずに契約を辞退したのは初めてだという。こういうふうに、職員の中でね、それが適切、低価格が適切であったかどうか、その調査する。その日建技術コンサルタントの中でも、社内的にも調査する部門が、ちゃんとあるんですね。それから、第三者にも、そういうことを検討すると。私、その、職員の中、あるいはコンサルタントで、その低入札、それは、適切なものであったかどうか、それをコンサルの方が、やっぱり第三者的に判断ができるかと思うんですけれども、まあ、これは、その当時じゃなしに、去年、2008年からの、その国土交通省の方針

ですから、それに、当時のことは、当てはまらないんですけれどもね、やっぱり、低入札価格に対しては、第三者が調査できるようなことの体制が必要じゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、この低入札価格につきましてもですね、その事業によって、非常にまあ、これ、違うと思うんです。

と言うのは、今回ののは、コンサルタント業務と、それから、実際の工事ですね。このへんは、非常にまあ、コンサルタント業務言うのは、その、ものが作られていくという、全て、材料費とか、いろんな物を積み上げて設計が出てくるというものではない部分がたくさんあります。その人件費なりね、その技術力とか、そういうものでありますから、ですから、町の場合には、現在、コンサルタント、その委託業務につきましても、最低制限価格は設けてないんですね。それは、その事務所なり、それぞれのコンサルタントの責任によって、今までの、十分入札に参加できる資格のある所については、いくらであっても、それは、責任持って、そのコンサルタント業務をやっていただくということですから、ですから、まあ、通常の工事と、この、今回の発注した工事、これも低入札ということで、これについては、そのコンサルタントが、その中身を、もう一度見て、これで妥当かどうかというのを、設計書を、実行の設計書を出していただいて、これでできるという判断で、契約をしたわけですけれども、だから、まあ、コンサルタントの業務の、それをね、低価格というなりについての調査というのは、中々難しいと思います。ですから、私は、まあ、あまり、それは、低入札で、調査によって、契約するしないを決めるんじゃないかって、コンサルタントについては、そういう最低価格というのは決めない方が、はっきりしていいのかなという感じもいたしますね。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 残り時間5分切りました。金谷英志君。

6番（金谷英志君） これがねずっと、今まででしたら、道路の進入なり敷地の造成なりということでしたけれども、いよいよ今度、本体工事に入りますよね。それについても、設計図書についても、この日建技術コンサルタントが受注しているということなんですね。まあ、それ、それはそれとして、いうこと、かとも知りませんが、工事が違いますからね、いうことかもしれませんけれども、本体工事が、いよいよ80億以上の本体工事になると思いますからね、工事自体の設計は、その業者、プラント業者がして、それから建てることになると思うんですけれども、その前段階で、そういうふうな、図書の制作に対しては、その日建技術コンサルタントが請け負っていると。その中で、全体として、私はね、それをチェックできる体制なりを整えていかなあかんというのは、その今回の質問の眼目なんです。その職員が、先ほど、低入札価格の調査もしたと言われましたけれども、コンサルタントなり、第三者が入った中で、その本体工事についてもね、そういうふうなチェック機関も設けていかないと、職員についても専門家じゃないですから、そういうふうなプロに対する、その第三者機関みたいなんが必要かと思うんですけれども、いかがですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　ですから、職員につきましてはね、それ専門家というような、中々養成ができてませんし、おりません。ですから、今回のような土木工事、造成工事についてもね、これは、コンサルタントの言う指導、いろいろとチェックをいただいて、一緒にチェックをしたということです。ですから、これが、1つの、今後、その施設におきましてね、設計についても、当然、そのために、コンサルタントに委託をして、その技術によってですね、この実際に、実施して、しっかりしたものを作っていこうということです。ですから、第三者機関と言われますけれども、これは少なくとも、県なり、いろんな方にも相談をしておりますけれども、それから、クリエイトセンターとか、県の機関にも助言をお願いしておりますしね、コンサルタントにも、そういうことでの責任を果たしていただいておりますのでね、今後、どういう設計内容に最終的になってくるか分かりませんが、十分チェックはしていただきたいと、させようと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君）　　その、チェックされると、町長の、そういう答弁があったんですけども、これが、今まで、そのごみ処理場に関してはね、少ない業者、少なくとも、30社ほどの中で、今度、ストーカー炉になりましたけれども、ガス化溶融炉なんかでしたら、10数社しかないんですね。それで、談合、談合でして、今まで、そういうふうなごみ焼却場の事業が進められて来た。その中で、チェックする機関が、やっぱりいるんですね。それ、裁判が、もう連続している、談合についてね、住民に被害を与えたいという裁判が、ずっと連続して、毎年ぐらい起こされて、それで住民側が勝訴いう結果も出ていることですから、それやっぱりチェック機関を、はっきり設けて、その業者の言いなりにならないような機関が必要やと思います。
終わります。

議長（山田弘治君）　　金谷英志君の発言は終わりました。
ここでお諮りをいたします。昼食等のため、午後13時、1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）　　ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。
それから、昨日、配付をしております、明日の議会の提案書で、一部差し替えがありますので、担当課長の説明を願いたいと思います。下水道課長。

下水道課長（寺本康二君）　　申し訳ありません。議案第86号、28日に配付させていただいたんですが、単純なミスで、契約の相手方の住所ですが、東京都港区新宿区というような、単純なミスを起こしております。東京都新宿区四谷三丁目3番1号が、これが正しいということと。
それから、氏名の方ですが、日本下水道事業団代表者理事長という形を、代表者を削りまして理事長という形で議案の差し替えをさせていただきます。単純なミスで誠に申し訳ありません。今後、こういうことがないように気をつけますので、よろしく申し上げます。

午前 11 時 29 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（山田弘治君） そしたら休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

21 番、鍋島裕文君の発言を許可いたします。

〔21 番 鍋島裕文君 登壇〕

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。21 番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず、台風 9 号災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の皆様に、心からお見舞い申し上げ、被災者の立場に立った、抜本的な災害復旧対策を求めて、質問をいたします。

第 1 点目に、町内 1,800 戸を超える浸水家屋被害家屋の判定問題について伺います。

8 月 13 日から 20 組 40 人体制で開始された被害家屋調査は、今年 6 月に内閣府から通知された運用指針どおりに調査されてなかったことが、被災者からの証言で明らかになり、多くの被災者が再調査が求められたのは、当然でありました。

そこで、その 1 として、今回、判定基準の 1 つである経済的被害を全て算出されたのか。してなければ、なぜか。それでは、正確な判定とはいえないのではないか。

その 2 として、判定不服での再調査件数と、その結果、判定が変更された件数は、どのようになっているのか。

その 3 として、一部判定に時間がかかり、被災者から苦情が寄せられました。世帯分離問題をはじめ、当初から方針を明確にして、判定すべきでなかったのか。

その 4、判定結果について、8 月 24 日の議会全員協議会で、当局は、議会には、町民には公表しないよう要請したが、26 日付け神戸新聞には報道されていました。この議会を愚弄したとも言える態度をとった当局の、その時の見解を求めます。

第 2 点目に、災害救助法の適用について伺います。

その 1 として、52 万円を限度とした応急修理の実施状況は、どうか。当初、被災者への周知に問題があったのではないか。

その 2 として、水没、損壊自動車への購入支援は、同法の生活必需品に該当するのではないか。同法以外でも自動車購入支援は必要ではないか。

第 3 点目に、被災者生活再建支援について伺います。

その 1 として、今回の県単独制度は半壊 25 万円、床上浸水 15 万円で、その 3 分の 1 は町負担となっていますが、これを 5 年前の水準に戻すよう、町単独の支援制度も検討すべきではないか。

その 2 として、見舞金は当然、700 戸余りの床下浸水家屋にもすべきだが、どうか。

その 3 として、仮設住宅、雇用促進住宅などに避難されている被災者の今後の居住を、どう保障する、その政策について伺います。

第 4 点目に、人と防災未来センター長の河田氏が、佐用町の避難勧告は、午後 8 時頃勧告すべきだった。9 時 20 分の勧告は遅すぎたと指摘をされています。そこで、本町の災害対策本部の設置に伴う諸問題について伺います。

その 1 として、本町地域防災計画にある災害警戒本部は設置したのか。

その 2 として、ここで、通告用紙の に に、 に訂正をしていただきます。その 2 として、災害対策本部の設置時刻と避難勧告発令までの経緯を明らかにされたい。

その 3 として、災害対策本部設置後、町長、本部長以下の行動内容を明らかにされたい。

第5点目として、兵庫県は、2005年に策定した佐用川を含む千種川水系河川整備計画案を見直すことを決め、年度内にも工事着手の方針を出していますが、この整備計画案は、被災住民が納得できる抜本的なものにしなければなりません。

そこで、堤防が決壊し、5年間に2度の災害を受けた久崎地区や佐用地区の抜本的な災害復旧工事はどうあるべきと考えているのか。町長の見解を伺います。

以上、この場からの質問を終わります。

議長（山田弘治君） はい、町長の答弁を求めます。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

被災者支援、災害復旧に全力を尽くせということで、まず、被害家屋の判定についてのご質問で、経済的被害を全て算出したかについてであります。住宅の被害調査の判定基準として、住家の主要な構造要素の経済的被害を、住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合により50パーセント以上に達したものを全壊。40パーセントから49パーセントまでのものを大規模半壊。20パーセントから39パーセントまでのものを半壊。19パーセントまでのものを床上浸水と判定するよう国において規定をされております。

経済的被害とは、あくまでも住家の主要な構成要素である床、壁、外壁、天井、建具、設備、柱、基礎などの経済的被害のことであり、一般的な家屋への投資額や、借り入れ、また、調度品等の経済的被害を示す物ではありません。

次に、判定不服での再調査件数と、その結果での判定変更件数についてでございますが、25日時点での再調査件数は、169件で、その内、認定結果が変更になった件数は、76件でございます。その理由の主なものは、延べ床面積に占める1階の床面積の違いによるものや、基礎部分の被害や壁の内部の材料の被害など、被災直後では分からなかったものや、その他のものといったしましては、床下浸水の認定が、一部床上浸水に変更になったものなどがござます。

次に、当初から方針を明確にして、判定公表すべきではなかったか。また、同一世帯で、2棟に住居している場合などは、どう判定したかについてでございますが、調査した後も、住居としての特定を要する物件や、所有者と居住者が異なる物件など、住居には、様々な形態があり、限られた調査体制の中で、判定に時間を要するものもございました。1日も早い、り災証明の発行を目指し、県や県下各市町のご協力をいただき、調査は、住家のみ調査を実施をいたしております。お尋ねの同一世帯で別棟に住居している場合などは、聞き取りにより電気代や水道料金など、明らかに別に生計を行っていることが、明確に判断できるものにつきましては、別々に判定をいたしております。

次に、判定結果について、当局の見解を伺うということですが、この件につきましては、前日まで被害状況等の取りまとめと、り災家屋の再審査等の関係で、正確な数字が把握できない状況にあり、被害家屋の数値を当初に公表したまま、継続調査中として変更せずに参りました。被災された方に、早期のり災証明が必要であることから、25日からり災証明の発行に踏み切ることをして、被災家屋の取りまとめを行った結果を議員の皆様方にいち早くお知らせしたわけであり。り災証明の発行等、日程的に、たまたま、こういう結果になっただけのこととございまして、他意はございませんでした。

次に、災害救助法の適用についてのご質問でございますが、まず、応急修理の実施状況は、現在、佐用相談所において、相談件数が240件、申請受付158件。上月相談所では、相談件数が262件、受付件数104件、合わせて502件の相談を受け、262件の申請を受付

をいたしております。応急修理は、大規模半壊及び半壊の被害に遭われた方で、炊事、排泄、入浴及び就寝するための箇所が損なわれ、応急修理をすることにより被害を受けた住家で生活が可能と見込まれるような方が対象となるわけではありますが、周知方法といたしましては、り災証明の発行とあわせて、応急住宅設備の修繕をされる場合には、国の補助対象になる場合がありますとの、まずチラシを配布し、9月2日からは、役場第2庁舎と上月支所において相談所を開設し、相談、申請受付を行って参りました。また、9月7日からの見舞金支給にあわせても、応急修理の支援制度についてのチラシを配布し、周知を図ってきたところでございます。特に、問題はないというふうに考えております。

次に、自動車の購入支援が、災害救助法の生活必需品に該当するのではないかとのご質問でございますが、生活必需品としては、被服、寝具、日用品、炊事用品、食器などとなっております。自動車は、生活必需品には、該当をいたしておりません。支援策といたしましては、無利子で貸し付ける被災者復興資金の貸付事業による支援がございますが、補助事業はありません。被災された方は、家の修理、また、建設など、多額の経費が必要となる中、公共交通機関の少ない本町のような地域では、自動車はなくてはならないものと考えますが、制度上は、貸付事業での対応をお願いするしかないのが実情でございます。

次に、被災者生活再建支援についてでございますが、この度の県単独制度で該当しない損害割合10パーセント未満の床上浸水の世帯にも、町単独で5万円の支援金を支給する予定といたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。被災された方は、衣服、食器、日用品などが流出したり壊れたりしているため、町としては、少しでも生活用品の購入などにお役に立ててもらうために、9月7日から緊急見舞金の支給を行っております。今回の被害では、多数の家屋が被害に遭われており、床下浸水の住居にも支給するとすると、多額の経費を要します。町としては、厳しい財政状況の中ではありますが、今回の緊急見舞金につきましては、少しでも支給金額を引き上げ、先ほど述べましたように、生活用品などをなくされていると思われる床上浸水以上の被災者の方に、より重点的に支給をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、仮設住宅や雇用促進住宅へ一時入居されている被災者の方についてであります。仮設住宅の入居については、最長でも2年となっております。それまでに、ご自分で住居の補修や建築をしていただくか、公営住宅などの住宅に入居していただくこととなります。雇用促進住宅については、今年度中に購入を予定しておりますので、どうしてもご自分の家を補修、建築されない場合には、仮設住宅入居者と同様の取り扱いをして入居していただくこととなります。また、町有地の優先的な譲渡や、できるだけ購入しやすい価格の設定で宅地を確保していくことや、町営住宅の改修などにより住宅の確保を図って参りたいというふうに考えております。

次に、災害対策本部の設置について、災害警戒本部は設置したかとのことでございますが、災害警戒本部の設置は行っておりませんが、水防指令が発令されたのを受けて、住民課長は2時半ぐらいに家を出て、河川の状況、これは上月から円光寺、久崎、南光地域を確認しながら役場の方に出て来ております。防災担当者は、3時30分に役場に出て待機をしております。その間、建設課に電話連絡をして、建設課の職員が、他の上司、上野参事や上谷君等に連絡を取り、3時30分に建設課としても役場に出て待機をしております。私も、4時頃に役場に一旦出て来たというふうに思っております。

建設課におきましては、その後、堤君が出て来て、一緒に16時30分、4時半から15時30分まで町内の全域のパトロールを行っております。

また、消防署におきましては、15時40分に警戒態勢を引いて15時46分から2班の班編成で町内のパトロールに出ておまして、帰還は7時20分と7時32分というふうに報告を受けております。その報告は、それぞれ増水はしているものの、特に、危険な状態で

は、現在の、その当時、危険な状態はないという報告をしております。

また、上月支所におきましても、防災担当者が、4時に支所長に連絡を入れ、支所長並びに、上月支所の職員5名が参集をして、15時30分から16時に掛けて河川の見回りと記録写真を撮っております。

また、下水道課におきましては、3時に課長が出勤し、7時40分には、雨水ポンプ場の点検等職員等で行っております。

また、水道課におきましても、4時50分に職員が出て、6時には、職員が4名出て、施設の見回り等を行っております。そのような形で、水防指令等が出た後の対応をさせていただいております。

次に、災害対策本部の設置時刻と避難勧告発令までの経緯を明らかにせよということについてでございますが、この件につきましては、先日の各議員からのご質問にも、お答えをしてきておりますが、先ほど申し上げましたように、各課や支所の、それぞれの対応の中で、9日の午後7時ということで災害対策本部の設置ということといたしました。これにより、職員の招集体制を2号配備とし、連絡を行いましたが、7時10分には、県から水防指令第3号が発令されたことで3号配備体制に移行をしていっております。午後7時44分頃には、久崎地区に対して、避難準備情報の町防災無線放送を行っており、午後8時29分には、全域に土砂災害注意報を発令。午後9時8分には、非常に危険な状態になっていきますとの注意報。また、午後9時20分には、急激な河川の水位の上昇ということで、全域に対して避難勧告を発令したということでございます。

次に、災害対策本部設置後、本部長以下の行動内容を明らかにせよということでございますが、対策本部設置後につきましては、参集職員は、各地域からの情報の収集、町民からの電話の対応や要請によって現場へかけつけるなどの、混乱する中で、それぞれの部署で対応に追われております。

また、全地域に避難勧告を発令した後は、ただちに、県知事に自衛隊等の派遣要請を行い、翌朝には、県はもとより西播磨の市町にも応援要請を行うなど、必要な措置をとって参りました。現在も住民の皆様の復旧、復興に向けた対応を最優先に進めている中でありますので、全ての状況をまとめるまでには至っておりませんが、ご報告とさせていただきます。

次に、抜本的な災害復旧対策をとることでありますが、先日、それぞれの議員にもお答えをしてきたところでございますが、この件につきましては、単なる災害復旧工事に留まることなく抜本的な河川改修事業をはじめ、災害に強い総合的な治水対策をしていただくことを強く県に要請、要望をしているところであります。格段のご理解をお願いいたしまして、この場の答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、再質問をさせていただきますけども、時間の関係上、順序を第4点目の災害対策本部の設置から再質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

ただ今、この災害対策本部の設置、経過、この間の状況について報告がありました。昨日の議論から通じてみても、8月9日の日には、何が一番の問題かと言いますと、対策本部設置していたのは、7時から8時の間ですね。この間は、1つの大きな意味を持つ時間帯となっております。

1つには、今、言われた7時10分には、水防3号指令が出されていること。それから、7時58分には、避難判断水位になったということ。それから、何よりも、この8時、9時代というのが、その日の時間降雨量最大、ピークを迎えていると。実際は、9時17分の89ミリでしたか、これは記録なんですけれども、非常に雨が降り出したのは、この7、8、9、この時間帯であります。この点を、まず、重大な時間であったということを、まずご理解いただきたいというふうに思います。

それでは、伺いますけれども、避難中に多くの犠牲者を出したことや、それから、先ほどの河田センター長の佐用の勧告は遅すぎたという、この報道を見て、多くの町民の方は、だったら、町は、本当に、この7時から、この9時20分までの、勧告までの時間ですね、きちっとやっていたんだらうかという点が、声として寄せられています。中でも、この午後7時から8時までというのは、今、言ったように、非常に重要な意味を持っているということで、まず確認いたしますけれども、昨日の石堂議員の質問の中で、石堂議員は、いろんな証言を出しておりました。この7時代、8時代の課長や参事の証言ですね。来たけれども、誰もいなかったとか、声が掛かっていなかったとか、いうことが出されました。

それで、確認しますが、この対策本部を設置して、実際は、水防指令3号は7時10分ですから、全員参集の3号配備をしなければいけないんだけど、2号配備を昨日の段階では、してないように聞こえたんだけど、これは、住民課長に伺いますが、7時から8時の間ですよ、この間に、2号配備、3号配備を指示されたのかどうか、この点を確認いたします。

議長（山田弘治君） ええっと、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 7時10分に、これは、県の方の防災システムの方で通知がされております。こちらに入ってくるん、若干、時間的なずれ、あるいは確認の時間があると思いますけれども、7時半、20分ぐらいには、確認ができていたと思います。その時点で、町長の方から、全員集合ということで指示がありました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 昨日の、そのやり取りの中ではね、実態としては、連絡を受けてなかったと。3号配備ということになれば、これ全員参集ですからね、7時から8時の間、多少遅れたとしても、連絡がないということは、あり得ないと思うんだけど、その指示したというのは、どうなんですか。その全職員に参集が通知されていたというふうに理解できるんですか。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この発令行為によりまして、それぞれ連絡体制に移っていきます。その連絡網によりまして、招集を掛けていくこととなります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それから、7時の災害対策本部の設置の問題であります。警戒本部はしてないということで、それは分かったんですけども、普通だったら、この災害対策本部ってというのは、災害対策基本法という法律にね、きちっと基づいた正式なものであります。その点から言えば、ちゃんとした基準が、設置するには、基準があります。その基準からすれば、本町の防災計画では、水防指令2号が発令されて、2号配備、災害対策本部で行うというのが、この防災計画の書いてある内容だというふうに思います。そういったことからすればね、水防2号発令というのは、これは確か、4時37分でしたかね、昨日確認しましたけれども、で、3号指令が7時10分ということですから、この時間帯からすれば、この法律に基づく、この防災計画に基づくね、マニュアルからすれば、4時37分の2号発令が出て、5時にはね、5時代には、やっぱり災害対策本部を本来設置するのが、マニュアルじゃないかというように思うんだが、この7時の設置は、誰が判断されて、7時にされたのかと、そのあたりは、どのように、経過をお願いいたします。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そのマニュアルで行けば、そういうことで、5時にね、ぐらいには、設置をしなければいけないということだと思いますけれども、ただ、まあ、私も、その前に役場に出て来ていると。それから、今、報告しましたように、それぞれ建設課も出てきておりました。消防の署長も来ておりました。で、そういう中ですね、当然、そういう担当課の職員もいる中で、この時点で、報告なり、私が見た感じも、大きな災害が出るような、そういう河川の状況ではありませんでした。そういうことで、未だ、災害対策本部としては、その待機は、ずっとしておりましたけれども、そういう形での本部という形は、取らなかったということです。それは、後で、言われれば、結果的に、そのマニュアルどおりできてないと言われれば、そのとおりであります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それで、まあ、マニュアルどおりやってないということなんだけれども、ちょっと昨日のね、これも確認したいんだが、これは、山本議員とのやり取りだったかな、確認の中で、町長は、山本君に会って、5時に家に帰ったというようなことを、昨日は、発言してます。それで、4時37分の2号発令については、知らなかったというようなふうに聞こえたんだけれども、それは、町長は知らなかったのかということと。住民課長は、連絡をしなかったのかという点が、気になるわけでありましてけれども、そのあたりの実態について、確認したいと思います。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 1号、2号という、その水防指令が出ているということは、私も認識しておりますけれども、その時間的にね、4時何ばに2号が出たというような時間的なことまで、私は、把握はしておりません。ただ、そういう形で、ずっと職員も待機するというのでありますので、後は、その状況の、雨も小康状態になったりした状況の中でね、私は、一旦家に、帰る。これは、ちょっと地域の催しもありましたので、そこにも顔

を出さなきゃいけないということで帰ったわけです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） そしたら、もう1つの質問、5時にはしなかったけども、7時の時点で設置したという、これですね。これは、町長が判断して、この7時にしたのかどうか、これの確認をしようですけれども、お願いします。

議長（山田弘治君） 町長。

町長（庵逄典章君） 非常に、雨が降って来て、そこから直接役場に出て来て、7時ということで、対策本部にするということに、住民課長に話を、指示をいたしました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それで、今から確認をしたいのは、結局、7時に設置して、百歩譲ってね、7時の対策本部設置が止むを得なかったということで、百歩譲ったとして、7時から8時までに、きちっとした対応が取られていたかという問題で、とにかく避難勧告が9時20分という、2時間20分後というね、ことになっておるわけですがけれども、これについては、行政、町長の判断が甘かったとかというようなことを、昨日は、答弁されてます。

しかし、甘かったという判断で、済まされるのかという点でね、はっきり確認していきたいというふうに考えておるんです。やっぱり、これは、20名からの犠牲者が出たという問題です。これは、直接要因になっているかどうかは、不明な点もありますけれども、この7時から8時までに、きちっとした対応がとられていないことによりね、やっぱり被害も広がったという点を考えざるを得ない。

また、この犠牲の問題についてはね、実態としては、これは多くの方が聞かれたと思うけども、この20名だけじゃないんですね。本当に、命からがら逃げ出したという方が、相当おられるんです。

例えば、この久崎、佐用川のね、決壊力所の一番近い所におられる方はね、避難所にいて、9時20分頃、家を覗きに行ったら、9時30分に、あの佐用川、久崎が決壊しておるんですね。その時に濁流に飲まれたために、家の前の電柱に上がって、その電柱の上で、2時まで、9時半から4時間半です。4時間ですね、4時間半ですか、電柱の上で難を逃れたということがあったんです。この例なんかでも1つ間違えばね、もっともっと多くの犠牲者が出たと考えざるを得ない。それ程の、重要なね、対策本部の行動だというふうに思うんです。

そういった点から確認します。この7時から8時までの対策本部設置するために、町長は、7時に役場に出て来て、住民課長と相談して、設置したということでありまして、昨日の話では、あれは円応寺でしたかね、何か、納涼祭に行っていたというようなことも言っておられます。それじゃあ、確認したいんだが、7時に出て来て、8時まで、きちっと指揮を、町長はやっておられたのかどうか、この点について、いかがでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、当然、そこに他の職員、担当者もおりましたし、消防署長もおりました。まだ、設置をした時点では、被害とか、そういう状況も何も入って来ておりません。まあ、7時10分に県は発令したということですからけれども、私は、まあ、もう少し、実際に、その水防指令3号が出たのが、町の方へ届いてね、それを確認して、私も確認したのは、課長が言いますように、20分か25分、かなりまあ、少し時間は経っていたと思います。そういう中で、全員招集の指令をしたと、それは、いうことになります。

それから、その後、7時44分ということになっておりますけれども、そういう河川の水の、水位の状況、これは担当者の方が、逐次フェニックスの方で見に上がってですね、河川情報を報告をしていました。

で、久崎のサイレンが鳴ったということで、直ぐに久崎地区に対しましてね、避難の準備情報を流すようにということで放送、久崎地区に対しての放送をしたということであり

ます。ただ、もう8時ぐらいからですね、今度は、逆に、ドンドン、水が出てきたとか、裏から水が入って来たとか、そういう土嚢を欲しいとかですね、持って来てくれとか、そういうような住民からの、自治会長からの、いろんな話が、要請が入って来ております。ですから、それに対してですね、消防団とか、そういう所への連絡、そういうことをするよう

にとか、いろんなそういう指示をしながら、一緒に対応をしてきたということなんです。もう8時過ぎてからは、急激に、そういう話、電話連絡等が輻輳をしましたから、職員も、それを1つ1つ最初は黒板に書いたりしながらですね、対応をしておりましたけれども、もう書ききれないくらい、ドンドン、たくさんの情報が入って来たと。中々、もう消防、土嚢の手配、また、土砂の手配ですね、そういうこともやりましたけれども、土も業者に頼んでですね、持って来てもらったのは、何時頃だったか分かりませんが、そういう土嚢の手配なんかについても、その後

にやっておりますのでね、7時、対策本部を作ってからやっておりますので、多分、土嚢の土砂等も入って来たのも、8時過ぎではなかったかなというふうに思っております。そういう対応をしてきたということなんです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） まあ、確認をしようですけれども、本来ならね、水防指令2号が出た5時から本部を設置し、町長もでんと構えるということをしなきゃならないということだと思いますね。ところが、判断が甘かったということで、そういうことしなかったということでもあります。

しかしね、これ、昨日の議論の続きで言うんですけれども、そういう中で、円応寺の納涼祭ですか、悪いとは言いませんよ。悪いとは言いませんけれども、時期から考えて、6時半云々というような話があったんだけど、昨日の話聞いていたら、7時までの設置に間に合わないなというふうに聞こえていたんだが、だから、大事なことで、正確に尋ねますけれども、4時に出て来て、5時に家に帰って、本部を設置せずに、円応寺の納涼祭に何時に出られて、で、7時の、この対策本部のためには、何時に帰って、役場に出られたかという点を、正確にね、確認させていただきたい。これは、なぜ、こんなこと言うかと言うと、結局、大きな、私は、この7時から8時というのは、災害対策本部が、本当に機能したかという点ではね、機能していれば、こんなことあり得ないと考えておるん

ですよ。9時20分に避難勧告が出るというようなことはね。もう8時には、避難判断水位にいておるんだから。それが、できなかった理由に、そのあたりの問題があると考えておりますので、正確に答えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 円応寺の方に聞いていただいたら分かると思うんですけども、私も、時間的にね、はっきりと、円応寺に居た時間、まあ、本当にわずかしかなかった。雨が非常に降って来たので、直接、私は、家に帰らずにね、円応寺から川の様子、川原町を見ながらですね、出てきたということです。ですから、7時ジャストじゃなかったか、7時、ちょっと過ぎておったか、前だったか、それも分かりませんが、少なくとも7時頃には役場の方に着いたということでありませう。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） で、その体制でね、気になるのは、5時から7時の問題ではね、判断が甘かったということは、町長認めておるんです。水防2号が出ておったけれども、本部を設置しなかったということでね、それで、7時の対策本部を設置すればね、当然のことながら、住民課長だけでは駄目ですね。やっぱり、このマニュアルでは、防災計画では、本部長、副本部長という形で体制を作っておるわけですね。それで、確認したいんですが、同じように、副町長は、7時に設置されて8時まで、これについては、どのようにされていたのか、この点を確認させてください。

議長（山田弘治君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 私は、9日の当時ですね、6時前か6時ちょうど頃だったと思います。この役場の方に、それまでは、周辺を（聴取不能）しておりましたけれども、ここの役場の方に出向いてですね、そして住民課長と、こういう今の状況だから、注意するようというふうなことがあって、私は、もう1件、どうしてもというふうなことがあって、延吉の集落に、ちょっと出かけておりました。それから、こういう状況ですので、直ぐに、そちらの方も退散させていただきまして、また役場の方に直ぐ戻っております。ですから、私は、ここの役場の方に参集したのは、7時30分頃だったと思います。ですから、今のところ、6時と7時30分という、2通りの件がございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） ちなみに、その、本部設置を副町長が知られたのは何時頃だったんですか。

〔副町長「本部の設置ですか」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 本部の設置は、当然、6時、この、あの、じゃなしに、7時半頃来た時の本部ですけど。本部は。

〔町長「その時にしかわからない」と呼ぶ〕

副町長（高見俊男君） はい、そうです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 尋ねてるのはね、7時に町長は、住民課長と協議して、設置したということで、そのことが、どう副本部長以下、徹底されているかということで確認しようです。副本部長は、当然、7時以降ですはな、連絡あるのは。何時に知られたかということをお聞きしているんですけど。

〔副町長「私ですか」と呼ぶ〕

21番（鍋島裕文君） そうです。

議長（山田弘治君） 副町長。

副町長（高見俊男君） 先ほど言いましたように、6時頃につきましては、ここで、こういう所、私は行ってるからということで、その時には、対策本部は7時ですから、そこでは、まだ、はっきり分かっておりません。参集した、7時30分、その時点で分かったわけです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、大事なことで確認します。副本部長、後2人、教育長、消防長さん、それぞれ7時から9時、この設置を、どう知られて、どうされていたのか、この点を確認させてください。

議長（山田弘治君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私の方は、6時頃、集落を見てまわり、7時20分頃に福井課長の方に携帯で電話を入れました。その時に、今、招集をかけておると。じゃあ、直ぐに出るということで、自宅を出て、南光支所で、南光の駅前が水没、それから、佐用坂が通れないということで、8時頃だったと記憶しております。支所に入り、携帯電話で福井課長、それから学校の校長等と連絡を取りました。

で、教育委員会に着いたのが、夜中の2時半頃だったと記憶しております。

以上です。

議長（山田弘治君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 私の方は、3時にですね、署の方に出ております。それで、4時半過ぎですけども、こちらの役場の方にですね、一度出てきております。それで、その時に、住民課長、それから、担当の小野君等と話しております。

それですね、4時半から6時半ぐらいまでね、一旦小康状態になっているんですね。雨がね、それで、私は、一旦、署の方に帰りました。帰って見ていると、次長の方が職員等、招集を掛けておりましたので、人数的にですね、それで、次長の方が、パトロール等も2班に分けて出勤するように指示しておりましたので、それで、7時過ぎにですね、私は、こちらの方に再度出てきております。

その時点でですね、もうはやちょっと、今、見ているんですけども、6時・・・ちょっと待ってくださいよ・・・19時40分ですね、7時40分に緊急通報の第1（聴取不能）目ですね、署の方に入っております。

それからですね、私、こちらに出て来てからなんですけれども、随時ですね、署と本部ですね、消防本部との連絡、状況等ですね、連絡をとっております。

それで、出て来た時点でですね、消防団長等も出て来ておられましたので、その時点で、対策本部は設置しているなということは、私は、分かりました。確認いたしました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） ちょっと、消防長、もう1点ね、昨日、読売新聞の問題、ちょっと石堂君言っておったけど、8月12日付けで、佐用川の水位が7時58分に避難判断水位に達したことを観測、県防災システムで佐用町のパソコン端末に通知され、町の担当者も確認、更に、県光都土木事務所は、念のため電話で連絡をはじめ、佐用町消防本部には、午後8時35分にね、電話で念のために、もう避難判断水位は超えているという連絡をしたという新聞記事になっておるんですけど、この点は、消防長は確認されていますか。

議長（山田弘治君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 私は、こちらの方におりましたんですけども、その点は、確認しておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） で、今までの答弁で、結局、何が問題か言いますとね、7時には、基本的に町長以下、多少、バラつきはありますけれども、災害対策本部に集まりね、参集し、対応、対応していたということであります。それだったらね、結局、7時58分、8時前に、避難判断水位に達した、避難判断水位というのは、避難勧告、3メートル超えますからね、すべき水位ですよ。この点を河田センター長は、遅かったと言っておられる

んです。もっと早ければ、いろんな被害も少なくて済んだんじゃないかということでの問題ですけれども。

だったら、それだけの体制があっただけで、3号配備も、きっちともう7時20分にやった。これ全員参集ですね。まあ、来なかった人もあるでしょうけれども。

まだ、7時代ですから、来れますがね。そういった体制の中で、なぜ、この7時58分の避難判断水位に基づいて避難勧告が、きちっとできなかったのかと。これは、むしろ体制ができていたということを考えればね、逆におかしなことになってしまうんです。そのあたりで、非常に疑問が出てくるんですけども。町長、それだけの体制ができていて、それだけの人もいて、そういう県からの指令も受けて、なぜ9時20分になったんですか。避難勧告、そのあたりの説明願います。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、その県からの、私も指令とか、そういうことについては、その時に、私自身は、報告を、どうも私は、受けていないというふうに。記憶はないです。そこはね。

ですけども、何度もお話ししましたが、確かに、その判断が甘かったというのは、1つは、今までの経験の中で判断をしてきたという点があります。16年の、この水害ということも1つの頭の中に、非常に鮮明にありましたから、あの時のことを考えると、まだ、河川の状況、この、等においても、それ程、大きな危険を、私自身は、まだ、その時点では、8時までの7時代の時には、感じていなかったということでありまして、確かに、水位計等、後から確認しますと、そういう状態になってますけれども、一番、少し、判断が甘くなった、1つの原因としては、7時過ぎにぐらいたと思うんですけども、出て来て、水位が一旦下がっております。そういうものの報告を受けて、ああ、少し、水位が下がったと。これで治まればいいねというような話を、消防長ともしたというふうに記憶しておりますけれども、そういうこともあってですね、様子を、状況を見ていたということでもあります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） ますます、その避難勧告が遅れた理由は分かりません。9時20分までだったというのが。判断が甘かったで済まされるような問題ではないですね。この7時58分に、このパソコンで、いわゆる水位、避難判断水位を超えたという、この、誰がキャッチしたんですか。誰がキャッチできるんですか。体制が揃っておるんだったら、どなたかキャッチできるんですよ。

住民課長、お聞きしますけど、この、いわゆる、これフェニックスシステムですか、この避難判断水位の情報は、住民課長は、分からなかったんですか。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 常時、そのパソコンの前に、職員がおればいいんですけども、電話等の対応があったと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） いや、いや、だから、住民課長、ずっと知らなかったの。これ、避難判断水位を超えた。もう1時間後には、いわゆる判断水位になっているから、ドツとあったんだけど。そういった水位は、一切見てなかった。一番重要な、避難勧告を出すね、その基準については、皆、揃った、今の話では皆、揃っておるんだけど、誰も監視していなかったと、消防長まで出ておられるということやから、また、消防長も答弁くださいよ。そういったことは、何ら気が付かなかったということでも済まされるんですか。お願いします。

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 随時確認はしてございましたけれども、それと、1階部分に久崎地域の水位観測所のブザー等があります。そちらの方の観測、チェック等もしてございました。その関係で、久崎地域には、先ほど、報告いたしました、佐用川の避難判断水位、久崎地域の皆さんに、7時44分、発令をしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 住民課長、確認するけど、それ何、久崎地区に避難勧告を出したということ、住民課長、言っているわけ。ちょっと、確認したいんだけど。

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 久崎小学校の上にあります水位判断のサイレンですね、そちらの方のコンピューターも1階部分にありましたので、その確認等も行っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それ、いわゆる避難勧告、いわゆる、このマニュアルに基づくね、避難勧告、その次は、避難指示だけれども、7時44分には、久崎地区には、避難勧告を出したということなのかどうかということを探ねておるんですけど。

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 避難勧告ではありません。

〔鍋島君「そうやな」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと、要領を得ないんですけども、じゃあ、その久崎地区の、それはいいんですけども、とにかく、8時前に、その水位を超えたということについて、誰が責任持って見るようになってるん。あのね、昨日の話では、私はね、厳しい状況だったから、職員も、ほとんど集まらなかった。ねっ、だって、昨日の証言では、そうでは。8时段階になっても、奥さんと来て、奥さんが帰れなかったとか、連絡を受けてないけど、来たとか、そういった証言を石堂議員してたん。ということは、きちとした体制が取れなかったために、ここは、手ばかりになったというふう考えたんですけども、本日の答弁は、体制、きっちり、それ皆、集まり、そういう答弁でしょう。本部も集まり、そういう中で、当たり前のことをうてなかったと。8時に避難判断水位を超えているから、そんなもん1時間20分、避難勧告が検討するのは、時間が掛かるはずありませんよ。もう、どっと降ってるんだから。これどうなんですか。

ちょっと、消防長お聞きしますけれども、消防長は、役場にはみえたということだけけど、そのあたり、どうなんでしょうね。8時に、避難判断水位超えたら、副本部長として、助言すべきじゃないですか。

議長（山田弘治君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 私もですね、先ほども答弁いたしましたように、7時半ぐらいですか、こちらの方に出て来てですね、その頃からですね、かなりこう、緊急通報の情報がですね、入って来ております。その関係で、本部とのですね、ずっと常時電話で、連絡のやり取りをしていたと。情報収集いうんですか、お互いに、本部と、消防本部と対策本部の情報のやりとりをしていたということで、ちょっと、私の方は、そちらの方には、はっきり言って、気が行っておりませんでした。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 一番肝心なことですよ。だいたい、川の水が、どのくらい出ているかということ、いわゆる科学に基づいてね、そういうパソコン、システムで、県が、システム作っておるわけですから、それに基づいて、災害対策本部を作っているんだしたら、ここが一番に機能しなければいけない、まあ1つの大事なところですよ。役どころです。災害対策本部の、それが機能しなかったと。それも人がいないならともかく、人がいたんだということ、盛んに町長が言っておるんです。これ、理解できないんですけど、どうなんでしょう。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 人は、当然、いましたけれども、完全なね、いわゆる、そのマニュアルに則った、全員がいたわけでは、当然ありません。それは、今、言いましたような、私の、主だった、その担当課の者と、私なり、消防長なり、支所長なりね、そういう中で、

いたということでありました。

まあ、担当者もですね、実際の、それは、後の事実としてですね、それを見る、パソコンが2階に設置してあります。で、それも、画面もですね、全部、1つ1つ変えていかないといけないということで、全部が、いっぺんに見れるものではなかったということもあります。

それから、1つは、私達も、そういう頭が非常に強かったんですけども、久崎地区ということについては、非常に、前回の水害の時の、非常に被害が大きいの、あそこが一番弱いということで、久崎地区の状況、これを非常に担当者も、私も注意をしていました。で、久崎地区については、そういうサイレンが鳴り、また、その後、千種川の方については、それ程、大きな、一気に水が出て来るような状態ではなかったということです。

その点、佐用川のですね、点については、私は、まあ、この当時、2階に上がってですね、ここから裏の廊下のところからですね、河川の状況も見ておりました。その点においては、河川の裏にも、1回は出てきました。文化情報センターのね、その時には、16年の時の、私も感覚ありますから、その時の、まだ状況から見てですね、あそこも、今回も、溢水はしてありませんけれども、水も、未だ、そこまで堤防の上を越えるような、当然、状況じゃないというような所もありました。

ただ、その8時過ぎの時点ですね、他の所の、後からの、いろいろな情報を聞きますと、かなり水がですね、溢れたり、道路が冠水したりしている所もあったというふうには、聞きますけれども、そのへんの状況判断は、そのところ、全体して、私は、できておりませんでした。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） いや、町長の目でどうのこうのじゃなくてね、このせっきくのシステムがあって、それが、ほとんど機能していなかったと、この県のフェニックスシステムね、8時に、そういった、ちゃんとした発令出しておるのに、水位超えているということで、誰も見ていなかったということで、これは、まず信じられないわけですけども、私はね、やっぱり、これが直接原因とは言いませんよ。避難勧告の遅れが、直接の原因と言わないけれども、やっぱり新聞にも報道された、文太やどこにいる言うてね、おじいさんが、毎日捜している。やっぱり小林 武さんにしてみりゃね、なぜ、こんなことになったのか、理由を知りたいというのをね、切々と訴えられます。そういったことからすればね、これ誰が考えても納得できない。8時に県は、水位超えたと送り、システムで送り、それから念のために電話まで連絡し、それなのに、町は、避難勧告を9時20分にやっただ。これについては、遺族に、どう説明するんですか。誰も見てませんでしたからとか、ちょっと、久崎の方に気があったものですかとか、そんなことで、町長、遺族は納得されますか。そのあたり、真面目な答弁いただきたいんですけど。

議長（山田弘治君） 残りは、4分です。はい、町長。

〔西岡君「ちょっと静かにしてくださいよ。大事なこと話しよんやから。(聴取不能)聞けよ。」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） もう、そういう結果、後からいろいろとね、こうして検証して、ま

た、その状況を、こういう形で、私も後から、整理していきますとね、本当に、ただ、まあ、それは非常に甘かったということでの、もうお詫びしかないということでもあります。それを、じゃあ、なぜというお話をされても、その当時の状況としては、もう結果が出ておるわけですから、そういう、当時、それなりの判断しかできなかったということでもあります。誠に申し訳ございません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 本日の町長の答弁内容であればね、やっぱりはっきり言って、もう災害対策本部の体をなしてないと。一番肝心なことが抜けててね、他のことに気を取られていたと。これを責任者が甘かったということで、片づけをされていると。これではね、やっぱり、私は、遺族や町民の方々のね、とてもじゃないけど、納得得れないし、今後、もしも、また起こった場合には、いろんな科学的なシステムや何やらあるけれども、使いこなせないらしいでということと同じことですよ。現にそれ、全部認めているんだから。8時にあったことを。そういう体制でどうなんですか。それで、よろしいですか。町長。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、それでいいということとは言えません。
それは、問題があるということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、まだやりたいんですけども、終わります。

議長（山田弘治君） 鍋島裕文君の発言は終わりました。
続いて、19 番、森本和生君の発言を許可いたします。

〔19 番 森本和生君 登壇〕

19 番（森本和生君） 19 番、森本和生です。

私は、被災者に十分な支援と今後の対応についてということで、質問させていただきます。

初めに、今回、台風 9 号による集中豪雨によって、18 名の方の尊い命を失われたこと、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、2 名の方が、1 日も早く家族の元へ帰られることを心から願っております。

また、被災された多くの方々に、謹んでお見舞い申し上げます。

今回の台風 9 号による豪雨災害は、本町で死者、行方不明者 20 人に上り、全員が洪水による避難者とみられております。また、浸水被害も甚大な数で、床上浸水以上は、1,800 戸を超えております。雨量が多かったとはいえ、以前より水害による危険性を、再三再四指摘しておったわけでございますけれども、新聞紙上では、大学の教授は、今回の豪雨災

害は、わが国の災害史上忘れてはならない重大な教訓を残した。佐用町内での死者、行方不明は20人にも上り、1市町村程度の狭い範囲で、これほどの洪水避難者が出たことは、他に例がないほど多いと。全員が、洪水による避難者とみられておることが書かれております。悲しくて、辛くて残念なことですが、私の集落でも、2名の方が、亡くなりました。今後の、十分な検証と、今後の対応について、順次聞きたいと思います。

議長（山田弘治君） はい、町長の答弁を求めます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ご質問の内容が、具体的ではございませんので、私なりに、答弁をさせていただきます。後、再質問でいただきます。

それでは、森本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

検証と、今後の対応を問うということでございますが、これまで、それぞれの議員の、その（聴取不能）を、お答えをしてきましたが、この度の集中豪雨は、降水量、日降水量326.5ミリ、午後8時から9時までの1時間雨量は、観測史上最大の89ミリに達し、予想をはるかに超える速さで増水し、また、その水とともに、山林の荒廃によって、大量の土砂が、倒木や流木とともに、一気に河川に押し出されたことにより被害が増大したものと考えております。狭小な谷間の地域において、このような短時間に集中豪雨があった場合には、地区において、それぞれに状況が異なるため、今後は、避難場所や避難方法などの見直しを行っていく必要が当然ございますし、また、一律の避難勧告では、対応しきれない所もありますので、各地域で判断できる体制と、役割分担、地域における避難マニュアルの作成などを通して、地域での訓練や話し合いを行っていく必要があるというふうに思います。

台風シーズンを控え、二次災害を防止する意味からも、県には、緊急に河川の堆積土砂の除去等応急処置をお願いをしており、また、二度と、このような災害を起さないためにも、抜本的な河川改修を強く要望をいたしております。年内にも、改修計画が策定されるものと思っておりますので、少しでも早く事業が進捗することを県とともに努力して参りたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 昨日から、いろんな形で、水防指令の1号、2号、3号、それから対策本部、避難勧告の出し方についての、いろんな質疑がありましたので、そのへんのことについては、町長も判断が甘かったというような形で、陳謝されておりますので、その点について、皆さんの数多くの質問が出ておりましたので、また、違う観点の方から質問させていただきたいと思います。

町長、前からずっと、私も、この町内のことなんですけれども、久崎地区とか上月地区のことについては、私も、そのへんのことの詳しいことは分かりませんので、質問をする材料を持ち合わせてないんですけれども、この旧の佐用町の、この役場周辺ということについて、ちょっと質問していきたいと思います。

まず、いつも言うんですけど、その今度の雨が多かったということは、確かに多

良かったと思うんですけれども、私、いつも言うように、雨が多かっても、雨の、その入る所、そこを止めて、ほいで入ったやつを排水できるだけの準備だけはしておかなんだら、大変なことになりますよってというようなことで、ずっといつも質問しておるんですけれども、今までの対策で、これで良かったんかということ、町長の判断を聞かせてもらたらなと思うんです。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この地域のですね、それぞれの地域、いろんな状況がありますけどもね、この佐用の町内の排水についても、これで全て良かったということは、大丈夫だということは、私も思っておりませんし、そういうふうにしたことはないと思っております。

また、ただ、今回だけのね、雨量等におきましては、当時考えていたような対策を、もし、ある程度できたとしてもね、これは、中々、それを排出、今、森本議員言われるように、入って来た水を全部排出できるかどうか、そういうことについては、当然、今回の雨量等については、そういう雨量を想定しては、全てのことができておりませんから、これは無理であったというふうに思います。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） まあ、排水の不備というような形で、私、ずっと言うとしたんですけれども、あの町長自慢の排水ポンプについてはね、今回の水害で、相当な機能を発したんだろうと思うんですけれども、そのへんのことにはね、あんなんでは、絶対無理なんやというようなことを、ずっと言うとしたんですけれども、そのへんのことの排水ポンプの効果でも、その雨量の方が多かったと。この水は、流れる水やなしに、溜まった水はなかったんやというような形の考え方をされるんだろうと思うんですけれども、とりあえず排水ポンプで、それから自然排水を、何とか、考えようやというようなことを、ずっと僕、言うとしたんです。何でもか言うたら、あの文化センター建てる時に、今まで排水しよった排水路を断ち切ってね、文化センターの公共施設建ててます。その排水路を断ち切った、その排水路に替わる排水ができる自然の排水、今まで浸かったことがないんです。どんな雨が降っても。何十年の間。100年に一度の雨が分らんのですけれども、そういう形のもんをね、自然に排水できる替わりの排水路をつくらうやと。そうでなかったら、安心して、この地域には住めませんよというような話は、ずっとしておったんですけれども、いや、今、河床を下げるとか、ゆでをどうするとかというような話で、されておったんやけれども、そうやなしに、今回ね、できたことは、できたんで、それは仕方がないんやけれども、今の排水路についても、雨水排水というような形の排水の対策をして、計画に上げてできておるんですけれども、雨水の排水路についてもね、問題があるんやということを再三話してます。そやから、そのへんのことをね、これで大丈夫じゃというような形の答弁は、いただけてます。そやけども、大川の水位がね、当然、土手が決壊するとか、堤防が決壊するというような時には、当然、その話とは別やというような話は聞いてます。そやから、そのへんのことだけね、もっともっと、こう、住民の人の話も聞きながら、一緒になって、協働のまちづくりをしようやというような形を常に言うとしたんですけれども、そのへんのことを町長、聞き入れてもらえなんだんです。そやから、今後、どうするかというようなこ

とも含めてね、この地域の人、安心して住めないんです。そのへんのこと、どうですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 自慢の排水ポンプ言われますけれども、私、自慢したことはありませんし、また、これで大丈夫だというようなことを言ったこともありません。森本議員にも、そのへんは、よく分かっていると思うんですけども、これは、元々、今回の町内の水路の排水は、これは、前から、水害だけではなくてですね、町内の、そのいろんな雑排水を含めた排水路というものが、昔の田んぼの排水路そのままだった所があって、これを整備して欲しいと。商店街の方も、商店街の中で、あの道の両側をですね、きちっとした形にして欲しいという、その以前からの要請があって、この排水事業に基づいてですね、国の助成を受けて整備をしていくと、面的な整備をしようということで、取り組んだところです。

で、そのポンプにつきましては、確かに、そこが、今回、この役場周辺の方で、こういう施設ができたことによって、水の流れが悪くなったと。これは、この、町の中に入って来る内水面の水をですね、排出ができる範囲内では、これでやっていくけれども、実際に、水が余所から入って来たり、溜まったりすればですね、それ以上の水が、雨が降ればですね、これを排水しなきゃいけない。この点については、このポンプについては、あくまでも補完的なものでありますということも、はっきりと申しております。これで、大丈夫だというようなことを言ったことは、私はありませんし、それから、そのためにね、それは、どうしても、やっぱり河床が高いと、下へ持って行くにしても何にしても、やっぱり、どこまで行っても同じように、秀谷の川から見てもですね、ああいう低い状態で水が流れないと。これは、やはり河床を下げるしかないんだということで、その事業の一環として、大坪の井堰を可動堰にする。大成の井堰をなくすと、そういう井堰の改良をして河床を下げるということも、その一環として考えてきたところです。

ただ、この件につきましてはね、時間が掛かることは認めていただきたいと思います。当然、これまで、県においても、この千種川なり佐用川の改修計画はありますけどもね、やっぱり下流から、下流からという形でやってきて、やっぱり時間的には、中々、これ今のような状態では、100年掛かって中々できないというようなことが言われた状況ですから。しかし、この井堰の改修についてはね、もう今年から、既に実行すると、実際にやっていくところまで、そこは、国、県の認可をとってですね、そういう事業に向けて、はや着手をする段階まで、そこまでは努力してきたということも、これは、やっぱり認めていただきたいと思います。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 井堰の改修は、賛成なんですわ。そやけど、それは、1つの手段、1つの方法。それも、それでほな大丈夫かって言ったらそうじゃない。今、溜まって来た水を排水する。今度の水害もね、流れてきた水だったら、家に、そんなに被害出てないです。溜まった水が浸水しておるんですよ。皆、背の高さより高い所まで水が来ておるんです。それで、おまけに、この庁舎までやられておるんです。これ、庁舎、町長、町民の財産がね、失われたわけなんですわ。いろんな形で、パソコンや、いろんなもんが、自動車も含めて、その庁舎の一番、今まで、昨日から、ずっと話が出ておる、対策本部を作る本部が

浸水して、2階へ上がって、本部をつくらなあかんというような状況になったわけですね。そやで、排水だけできておったら、つからへんですがな。庁舎も。そう思われませんか。流れた水が、背の高さまで流れてきたわけじゃないんですよ。流れてくる水は、もっと低い水が流れて来て、浸かるんは、背の高さ以上に浸かってきとんです。それで、各家とか、ちょっと広場の所には、全部ごみがグルグル舞いして、発泡スチロールとかペットボトルとか、それが、流れんと、空き地の所で、グルグルグルグル回ってするんは、水が漂うとうさかいに、はける所がないさかいに、そこで漂うて水位が高くなとんです。そやで、流れて来る水は、そんな高い水位の所へ流れてくるわけじゃないんです。そやさかいに、排水ができたら、庁舎も浸かってないですわ。庁舎の自動車停めておる所も浸かってない。入っていた水が流れるだけだったら、流れる水の所の家は、皆、助かっとうですがな、ずっと上の方でも、大山谷が溢れたとか、何とか言いながらでも、その辺、どうですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 基本的には、同じだと思っんですけれどもね、考え方は。

ただ、庁舎も浸かるぐらい、水が、これ1メートルほどですね。それだけ河川の方に流れない。それだけ河床が高いということ。秀谷の方の所も、あそこも、水が、流れるだけの水ができなかったと。それだけ河床が高いから、それを低くすれば水が流れていくわけですから、溜まらなくて。だから、やっぱし、今言う、その河床を、河川の根本的なところを改良していかないと、できないということです。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） どこでもね、土手より高い所に町ができておる所は、いっぱいあります。土手、川よりも低い所に町ができておる所は、たくさんあります。そやけど、そこに溜まる水、越して来た水が、すーっと、水位の低い所にまで持って行って排水をするということが、普通当たり前のことなんですわ。ここで排水しようと、高い水位の所で排水しようとするから無理なんです。もっと、低い所まで、この水を集めた水が、下の水位の低くなったところへ排水すればええです。それを、僕は、いつも言うんですけれども、そんなこと、どうとか、こうとか言うんやけれども、とりあえず、そういう形で、ここに流れ込んで来る水は、水位の低い所に流していくということを、水位の高い所へ流すことを、今、しようわけです。そんなことしたって、水位が上へ上がってきたら、はけるわけじゃないですがな。あの水中ポンプだったって、水門止めて逆流せんようになって水門止めたはずですわ。そやけど、水中ポンプは、あの水位、土手の高さの水位から7分目ぐらいな所に排水の管がついておるんでしょ。一番上に付いておるわけじゃないですわ。道の一番上に、土手の一番上に、そんな所に水位が上がって来たらはけるわけがないです。

ほな、副町長言われるように、補助の排水が、文化センターから、ずっと向こう、橋の所へ行ってますよって、ほな、今回は、それで間に合うたんか言うたら、間に合っていないんです。間におうとったら、浸かるわけじゃないです。流れます。庁舎も助かります。そやから、その辺の発想と言いますかね、どこの町だったって、川よりも低い所に町ができておるところは、たくさんあります。それは、ほな、どこで排水するんかって、水中ポンプで排水するんかって、そうじゃないんです。水位が低くなる所まで持って行って排水していくということを考えて排水しよんです。そやから、そのへんのこと、僕が言う事おかしか

ったら、ちょっとまた、言うてもろたらええんですけれども、とりあえず、そういうことをやろうやって、そうでなかったら、また、同じこと繰り返すことになると思います。排水できることを考えていかなあかん。

それで、水位が低くなった所へ、警察の下の方へ排水が流れるようにするとか、あんだけ道の真ん中切っていっとんやさかいに、ずっと下まで、道の真ん中切って行って、大きなカルバートで排水するようなことも考えたり、役場の、その水路の所を、ずっと、池田電機の下の方へやるとか、というようなことも含めてね、2本ぐらいとか3本の排水路をしていくとかいうようなことを考えていくということは、排水路を断ち切ってする替わりの排水路というようなことは、そういうことを考えていくべきやっていうことを、僕、いつも言うんですけれども、おかしいですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） おかしくないですよ。それは。

だから、そのためにも、河床を下げないと、どこまで行っても同じように、河床が高かったら流れないんですよ。ですから、やっぱり一番は、ここの所が、井堰等があって、河床が高いということは、やっぱり、水が一番、そういう物ができないね、水がスムーズに流れていかない原因になっているわけですから。だから、そのことは、そういうことを今回、大規模改修の中によって、また、井堰の問題も、今回の計画によりましてね、これまで計画しておった、可動堰、また井堰をなくする。このへんも、もう一度、計画も、今度は、大規模になりますから、その中で、計画の見直しも、当然、行う、よりいい方法にね、行っていく中で、後は、その河川改修ができれば、それに対して、この内水面の排水の問題、そこは、やっぱり、その河川につながるように排水をしていくという、まあ、この工事も当然、計画も上げていかなきゃいけないということです。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 今回、その町長言われる理屈が、ちょっともうひとつ分からんのですけれども、後で、やるということは、確かに、それはやってもらいたいと思うんですけれども、とりあえず池田電機とか、ホルモンうどんとかされとうような、そういう所は、今回浸かってないんですね。そんなに。池田電機も、前は、もう酷いことになっておったですけれども、5年前は、そやから、そういうことも考えたらね、当然、あれ、ゆでが切れたさかいに、どない言うんか、喫茶店の方に水がいっとうさかいに、逃げたさかいに、そこで、こっち側が助かったということはあると思います。そやから、その辺のことも含めてね、僕、いつも、そこまで、そのゆでの下の、ゆでが、吉福のゆでの下の所に排水できるようにしたら、水位が相当下がるんやさかいに、当然、水は引けます。そやから、そういうことをね、ほんまに真剣に考えていかなんだら、砂利を取って、河床を、土砂を取ったさかいに、川の底を深くしたさかいにというようなこと、それ1つの方法、それも確かに大事なことです。そやから言うたて、土砂取ってもろた所は、その大成井堰の下取ってもろてます。水が入ったんは、下から入っとなですからね。入ってないんです。上から入って来とんのですわ。そやさかいに、川原町の橋から大成井堰まで。それから、タカハシテントの側のゆでから上。それから、藤網さん所の、もう一つの上、あの土砂を取っていかんだら、あそこから入って来とんでしょ。水が。大山谷川が溢れてするんも、全部、

そこなんですわ。そやさかいに、その土砂を取るんにしても、ここも大事に、取ってもらふ大切なことなんやけれども、あそこの上の段を取っていかなかったら、またパラペットするんにしても、当然、あっこを高くして行って、あっこから水が入らんようにする。入るところを防ぐ。出るところは排水できるって、入った水を排水するもんをしていかなんたら、抜本的な、その対策にはならんでしょう。

今、水害におうて、困っとう人、何言いようか言うたらね、もうとりあえず、もうこないだも、5年前も浸かったし、今回も酷いことなつた。あれぐらい町長に言うても、聞いてもらえなんだという話しされます。

それから、もう1つは、これ町に住めんなど。この町に住んでおったら、また、同じことが繰り返されると。そやさかいに、とりあえず娘が、お父さん、お母さん、うちの娘の所へ来い。佐用、もうやめないなんていうようなこと、それで新しい家建てたりするんもやめないって言われるんやっていう声も聞くんです。そやから、そういうことにならんようにね、いや、佐用に住んでくださいよっていうような形から言うたらね、ほんまに、安心・安全のまちづくり、これから作っていかなあかんですわ。その点、町長、どうですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そういう安全が図れるようにですね、今回、大規模改修を、工事をですね、事業を早急にやっていただくように努力して行きます。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 森本和生君。

19番（森本和生君） それを、どうでもね、それも町長の前で、これ言わんでもええと思うんですけれども、前に、この避難場所のことについてもね、水害があった時に、避難場所、ここ適切でないだろうと、その体育館、適正でないだろうという話もしました。その時、町長、言われたと思うんですけれども、水害の時には、高い所へ逃げたらええんやという話されました。そやけども、高い所言うたって、ここら辺で、高い所逃げえって言うて、どこへ逃げたらええんだろうなと思うようなことが、今回の水害だったんです。そやから、そのへんのことね、避難場所の問題、ほんまに、ここで適切なんか、今度、ここへ避難しようと思うて、出た人が、亡くなられたということ事実です。そやから、そのへんのことね、もっと、今、昨日から言われて、今も質問があったように、防災計画のマニュアルというような形の中でね、防災訓練も何回も、僕らもしました。あの防災訓練のしたような形の中で、1号指令が出たらどうですか。2号指令が出たら、こうするんですよという訓練を、ずっとしていったですがな、その訓練が役に立ってなかった、今回の災害かいという話が聞こえてきます。そやけど、そのへんのことも含めてね、この避難場所、水害の時には適切な避難場所か、いうこともどうですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今まで、1号の水防指令とか2号、水防指令が出た時の避難訓練というようなことは、私は、逆にやってなかったということは反省点だと思います。これまでの、今、森本議員言われたけれども、どこで、それを、その訓練をしたのかなと思うんですけれども、その訓練を今までしてきたのは、どうしても、地震のことを想定してです

ね、いろいろと毎年、ああいう総合訓練をやったりですね、やってきております。

しかし、まあ、今回のような水害と地震というのは、非常に災害の状況が違いますので、特に、まあ水害等における避難場所と、外に出れば水が出ているような中での避難というのはですね、非常にまあ、当然、今回でも、身にしてみても、こういう悲しい結果を招いてしまったということで、反省しているわけですけども、こういう時には、どうするのかということもね、やっぱり考えていかなきゃ、どうしても、その場所がなければ、そういう高い所を作らなきゃいけないとかですね、完全に、家の方が、河川等の堤防等が強固になれば、そういう、水害における避難ということもね、これは、基本的には出さないとか、場所によっては、細かく分けてですね、裏山があるような所については、当然逃げてもらわなきゃいけませんし、そうでない所は、安全な所は、もう避難勧告出さない。だから、個別の避難の指示ができるようなですね、そういうことを考えていくとか、そういう、いろいろと今後検討することは、非常にたくさんあるというふうに思います。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） 確かにね、避難だけを取って見たらね、地震の時の避難の方がええんかなと思います。地震は、もう地震が起きて、それからの避難やさかいに、まず揺れ戻しとか、いろんなことはあるんですけども、地震が、ドンと来たら、それからの避難をどうしていくかというような形で、避難をするんですけども、水害の時には、そうじゃなしに、現実には、水嵩が増えてきたりするような状況で避難をするということが、ほんまに安全なんかと。逆に危険じゃないかというような避難の出し方、タイミングというようなもんも、確かに難しいと思いますし、町長が、2 回目の避難勧告の時には、2 階があったら、2 階に逃げとってくださいというような放送されたというようなことも聞いています。僕は、そういう方法が適切やと思います。

丁度、私も、役場に、水害の当時に電話したんですけども、隣の人が、屋根の上へ逃げとんやと。2 階建ての人だったんですけども、ちょっと若い奥さんと、状況が、ちょっと分からんさかいに、すいません、すいません、森本さん、屋根の上へ逃げとんやけれども、大丈夫だろうかって言うて、どこへ逃げとんって言うたら、2 階の屋根の上に逃げとったたんですけども、そこまでは来うへんさかいに、とりあえず2 階におって安心しないと、どんなことがあっても、僕、助けちゃるさかいに言うて、2 階に避難しとってやさかいに、また、水が引いたら、あの、いや、屋根に避難しとったたんやけど、屋根から、今度、2 階へ、よう降りないというようなことがあって、とりあえず、ほな、水が引くまで辛抱しておいてください言うて、役場に電話させてもろて、とりあえず、水が引いたら、ちょっと助けるような形で、降ろしてあげてなと言うて言うた電話が入っておったと思います。

そやから、そないなことも含めてね、水害の時には、どういう対応していくか、地震の時の対応とは、今、言うように、地震の時には、地震が起きてからの避難、水害の時には、水が出て避難するというような状況はね、その時、その時の状況が変わってくるので、その辺のことだけは、また、十分に検証してね、次に、次の時の対応にしていこうというようなことをしてもろたらというふうに思います。

それから、今回の、水、この町内の周辺の水については、どこから、水がたくさん入って来て、それで、どういう状況になったんかということは、現実には、僕も、ある程度は分かっているんですけども、町は、どういう捉え方されておるんか、それどうですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、森本議員が言われた所、箇所から、それぞれ水が入って来ております。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） やっぱりパラペットで積んでしても、それに及ばなかったというような状況で水が入って来た。ほな、大山谷川の水は、前は、丁度、お寺の裏の方から入って来たというようなことが多いかったですけれども、今度は、もうひとつ上の牛市場のそばの向こうからも溢れてきて、前回した、お寺の裏からも溢れてきたというような状況。ほな、あそこらに住んでおる人が、ほな皆、水に浸かって大変なことになったか言うたら、そうじゃないんですね。やっぱり、流れる水の所は、家には入ってないんですわ。床下ぐらいしか。そやから、流れて来るような所は、ほんまに、水害で大変なことになったというような話じゃなしに、一番川下の排水ができんとこの人達が水害によって被害を受けておるということになってきたら、自ずと何が原因や。水が多かったということもあるんやけれども、排水ができなんだということが原因だということは、分かってもらえると思うんです。

そやから、そのへんのことね。

それから、役場の庁舎の問題なんですけれども、町長、庁舎が、こんだけ被害受けるということは、間違いなしに、行政の責任は、そこにあると思うんです。それ、どうですか。それ、そういうこと、町民の財産を、そういうことで、損失してしもたということ。

議長（山田弘治君） 町長。

町長（庵逄典章君） それを、行政の責任だと。そのね、たくさんの被害が出たことは、非常に、そりゃ、個人の方も、たくさん被害が出ましたし、いろんな物を失われておりますし、行政財産も、そういうことでたくさん被害を受けましたけども、それを、行政の責任だと言われるのは、ちょっと私は納得できません。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） あのね、そういう捉え方されたら、次、話、何ぼでも、次々していかなあかんと思うたりするんですけれども、新聞なんかでも、幕山の町営住宅については、あんなとこ住宅建てるような場所ではなかったんやっていうようなことを、今、新聞に出たりしてます。それは、何でか言うたら、ものすごく低いとこで、水害には、弱い立地条件のところに町営住宅建ててますよ。そういう考え方の新聞資料、ここにありますが、そういう書き方されとう人もあります。そやけども、どこの、小学校にしても、役場の庁舎にしても、どういうことにしても、公の物がね、そういう水害とか、地震に強い言うて、耐震性の構造までしたような庁舎にしとうわけですはな、そやさかいに、そのへんのこと

は、地震に対する対応をして、耐震性のある建物建てようでしょ。水害に対して、強いよなところ、ほな、今、言いようように、この土地上げてどうこういうことでもなしに、排水だけは、きちっとしていかんだら、これ、町民の財産、預かっとう財産を流出したり、損失するようなことを、誰が守るんですか。行政が、守って、皆の集めた町民の財産、また、失われたら、また町民のお金使って、また買い、返さなあかんというようなことから言うたら、責任持たなあかんでしょう。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その施設をです、管理をしたり、また、そういう、できるだけ、その災害等に遭わないような管理はしていかなきゃいけませんけれども、それは、少なくとも、できる範囲でやっているわけで、元々あった建物でありますし、これまでも、確かに、いっぺんも浸かったことはありません。

しかし、この度は、そういう意味では、想定外、予想外の大きな雨量だったということ。この点はですね、どうしたって、全てを防げるというものではなかったと思います。

まあ、場所的にもね、建物建てる時に、被害の、そういうことも考えた、被害の出ないような、被害を被る危険がある所については、できるだけ避けるとかですね、そういう対策を事前にとっていくとか、そういうことは、当然、必要なことだと思いますけれども、今回、上月支所、役場、両方とも同じような水害になりましたけれどもね、少なくとも、そういう地震とか、そういうことについては、対策もしておりますけれども、それにしても、この地震の大きさによっては、今の地震対策で全て大丈夫かと言われれば、それは、絶対保障はできません。でも、計算上、ここぐらいまでだという想定の中で、今の耐震補強なんかもやっているわけです。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） それと、もう1つ、これ、下水道課長が言われたと思うんやけれども、この、今まで、こう、役場周辺から、ずっと上にしていった雨水対策の工事なんですけれども、あの工事については、平成16年の台風の被害の検証をして、それで、新たな、それも含めて、その排水の処理工事をしてますよということに入ってないんですよ。16年の台風のことは、それは加味して排水路をつくったのではないですよということを言われておったと思うんですけども、ちょっともう1回聞きなおしたいと思うんやけれども、それどうですか。

議長（山田弘治君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 16年の災害の検証をせずにといいことは言ってないと思います。基本的に雨水対策は、現制度上50ミリとか、時間雨量50ミリとか、その中で、当然、あの時も大山谷川の方面、中井井堰の上流、河川の堤防を越えて越水した、越水して入って来る分について、それをポンプで吐き出すという格好のことは、災害対策、ポンプ・内水排面としてはできてない。それは、河川の堤防の問題。それから、井堰の問題。そういうことと併用してしながら進めるという形以外ないということで、言うたつもりであります。

以上です。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 排水ポンプについてはね、前から、ずっと言いよんですけれども、とりあえず、その駐車場とか、そのプールの何面もあるような駐車場のよう形のところへね、流れてくる水を、そこへずっと溜めて来た中で、そこで溜まって来たやつを排水ポンプで排水するって言うんだったら、話は、分かるんですけれども、流れてくる水、直接のような形で、あっこで言うたら、10 畳ぐらいありますか。10 畳ぐらいの水が、ここに溜まって来たやつだけ、ざっと排水するというような、流れて来る水を排水するんやという考え方の排水ポンプやと思うんですわ。そやさかいに、もっともっと大きなスペースの中でね、排水ポンプを稼働させるということは、よく分かります。

そやけども、ああいう流れて来る水を、全部ポンプで排水するんやと。大川の水位が上がったら水門閉めるんでしょ。ほんなら、こっちに溜まって来た水は、まあ、何ぼかは、水路があるさかいにはけて行くんやけども、大きくは、あの排水ポンプで排水するっていう工法で、そういう技術でやるんですと。今、言われたように、とりあえず越えて来るような水とか何とか言うようなもん、できいへんけども、降った中の水は、全部排水できるんですよっていう話だったと思うんです。確か 50 ミリって言われました。あの時も覚えてます。

そやけど、そのへんのことね、50 ミリでは足らんだらうと。もっともっと、その 16 年の台風の時にも水害におうたんやさかいに、その何倍かの雨量が降っても大丈夫のような排水を考えようやという話をしたと思うんです。そやけど、そのへんのことね、もう排水ポンプなんて言うたら、高潮なんかがあった時にね、まあいう、閉めといてね、その高潮で何ぼか溢れて来たやつだけを排水するというようなことには、役に立つと思います。

そやけど、流れて来る水をね、そこで、何畳か分からんのもんですけれども、10 畳ほどのこの水が入って来たやつ、ざっと排水するんやというようなものは、もの凄い能力のある排水ポンプでなかったら排水できないし、あの土手、何回も見られとうと思ひますけれども、土手の上へ排水できる、土手の水位が上がった時に、上で排水できるんだったらええんですけれども、もっと低い所に排水できるようなパイプが付いてます。そやけど、あこの水位が、あっこまで来たら、排水ポンプ稼働せんでしょ。まだ、それを退けて、まだ、排水するんですか。

〔下水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 当然、ポンプの位置とすれば、堤防より下です。排水の管が出ているのは。それは、当然、ポンプは、ポンプ吐き出しの水圧と言うか、それは、ポンプ、堤防以上に設定しておりますので、それとしては排水できるようにできております。それは、当然でございます。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） そのこともね、町長、見直して、何とか、次の対策を考えようというようなことを、言うてくれとってんだらうと思うんですけども、今の排水ポンプではね、まずあかんということは、もう証明されたと思うんです。そやさかいに、そのへんのことにはね、生活廃水だったらええですよ。それから、ちょっと降った雨はええんですけども、普通、これぐらいの雨が降ってきたら、これは、もういろんな形の専門家の人の言われるけれども、100年に1回言われるような雨かも分からんけども、明日降るかも分からん。1年後降るかも分からん。そやで、そういうことだけは、しっかり踏まえた上でね、今後の対策をしていかなあかんと思います。そやから、そのへんのこと。

それから、もう1つ言いたいんやけども、その生活支援の話のとも入りたいんですけども、生活支援をしてもらうということと、それから、これから二度と、こういうことが起こらないような形のね、防災の対策をね、きっちりと住民に分かるような形、安心して住めるような形の中でね、根本的に見直しをするっていう町長のことなんで、根本的に見直しを、住民の人とも協議しながら、皆のまちづくりを作っていかなんだら、本当に、この町の中から、また、水害に遭った人の、被災の方達は、もう二度と、そこには住まないんやでってというような形になってくると思いますんで、その生活支援、助けながら、また商工業者の人の、できるだけの支援も、町も考えながら、何とか、商売続けて下さい。何とか、工場も続けて下さい。生活する人も、何とか、ここ佐用から逃げんように、佐用町から逃げんような形で、生活して欲しいんやというような形の二本立ての支援をしていかなかったら、まず、人口が減るばかりで、一番住みよい所は、段々抜けて行くような形になりますんで、議会議員としても、当然、町当局と一緒にあって、今後の対策にはね、努めて行かなかつたら、信頼される町政だったり、行政だったり、議会だったりとするようなことになりませんので、そのへんだけは、自分としても頑張りたいなと思いますんで、町長も、その辺のことだけよう踏まえて、これからのことについてはね、万全を期してもらおうということで、願いたいと思います。

終わります。

議長（山田弘治君） 森本和生君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了いたしました。

これにて本日の日程は終了をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めますので、これにて本日の日程は終了をいたします。

次の本会議は明30日午前9時30分より再開をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後02時38分 散会
